

令和8年度 薬学生薬局実務実習連絡会

日時 令和8年1月25日（日） 午前10時～正午
会場 ハイブリット形式

司会 大阪府薬剤師会 理事 本田 多嘉子

挨拶 大阪府薬剤師会 会長 乾 英夫

内 容

1. 令和8年度 実務実習実施にあたってのお願い

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構 角山香織

2. 大阪府薬剤師会からの連絡事項

- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度 実施要領の変更について
- ・認定実務実習指導薬剤師養成講習会 更新講習会内容改訂について
- ・薬局実務実習トラブル事例・ハラスメントについて

大阪府薬剤師会 常務理事 松浦正佳

3. 令和8年度グループ協議会について
(大阪府下大学より)

大阪府薬剤師会 副会長 伊藤憲一郎

2026年度（令和8年度）
近畿地区 府県薬剤師会・病院薬剤師会
連絡会

「2026年度 実務実習実施にあたってのお願い」

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

令和8年1月11日



2025年度近畿地区における
実習生の配属実施状況

2025年度薬局実習人数

	I期	II期	III期	合計
滋賀県	39	36	35	110
京都府	82	83	60	225
大阪府	324	346	245	915
兵庫県	188	180	137	505
奈良県	38	39	32	109
和歌山県	44	51	30	125
合計	715	735	539	1989

2025年度病院実習人数

	II期	III期	IV期	合計
滋賀県	39	36	35	110
京都府	82	84	60	226
大阪府	324	345	245	914
兵庫県	188	180	137	505
奈良県	38	40	32	110
和歌山県	44	51	30	125
合計	715	736	539	1990

2026年度近畿地区における 実習生の配属実施状況

2026年度薬局実習人数（予定）

	I 期	II 期	III 期	合計
滋賀県	40	43	29	112
京都府	92	97	89	278
大阪府	335	353	272	960
兵庫県	204	177	161	542
奈良県	42	51	44	137
和歌山県	47	45	34	126
合計	760	766	629	2155

2026年1月10日現在

2026年度病院実習人数（予定）

	II 期	III 期	IV 期	合計
滋賀県	40	43	29	112
京都府	90	97	89	276
大阪府	335	353	272	960
兵庫県	204	177	161	542
奈良県	42	51	44	137
和歌山県	47	45	34	126
合計	758	766	629	2153

2026年1月10日現在

2026年度の実務実習実施に あたってのお願い

実務実習実施および指導にあたってのお願い

2026年1月11日

薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂（以下、改訂コアカリ注1。）に伴い、「薬学実務実習に関するガイドライン注2」が示され、**実務実習は、知識偏重の実習ではなく、医療人の一員として臨床現場で個々の事例や症例を体験して、実践的な臨床対応能力を身に付ける参加・体験型学習**と位置付けられています。

従来より、本調整機構では上記ガイドラインに準拠した実務実習を実施するために、**施設連携（グループ化）**構築注3などに取り組んでいます。実習施設の特徴を活かしながら、薬局と病院での計22週間の実習がより効果的に行うことを目指しています。

注1：文部科学省>薬学教育ホームページからダウンロード可能

注2：平成27年2月、薬学実務実習に関する連絡会議、文部科学省ホームページからダウンロード可能

注3：平成28年7月近畿地区調整機構委員会決定

3. 実習施設への要望

(1) **実習環境**として、次の項目を実施していることが望ましいと考えています。

- ①薬物治療の理解と考察
- ②チーム医療の実践
- ③多職種協働
- ④地域連携・支援
- ⑤施設間連携

(2) 実習内容

- ・改訂コアカリに基づき実施をお願いします。
- ・グループごとに開催するグループ協議会で、施設と大学、および施設間の協議をお願いします。
- ・本調整機構では、学生および指導者のために「**薬学生のための病院・薬局実務実習テキスト2026年度版**」を作成しています。なお、日本薬剤師会から「**薬局実務実習指導の手引2018年版**」が作成・発行されています。

(3) 実習期間・時間

- ・薬局・病院の各施設、11週間（原則55日）としてください。
- ・原則、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時を目途としてください。
- ・時間外の実習や、振替日の実習（土曜日等）を行った場合、実習時間に応じ代休となる場合があります。

1. 近畿地区における改訂コアカリの実務実習の主な特徴

- ①薬局・病院の順に連続性のある22週の実習です。
- ②大学が主導的な役割を果たし、実習を行う薬局施設と病院施設の円滑な連携を図ります。「**実務実習における実習施設と大学の連携**」を定めています。
- ③**近畿地区をグループに分割し、施設連携（グループ化）、グループごとに22週間の実習内容を構築します。**
- ④評価について、SBOごとの評価は行いません。学習成果基盤型教育の考え方に基づき概略評価を行います。
- ⑤近畿地区において、実務実習記録は、富士ゼロックスシステムサービス社の「**実務実習指導・管理システム（WEBシステム）**」を利用しておりその利用指針を定めています。

2. 実務実習のあり方

薬学部での実務実習は、薬剤師として求められる基本的な資質の修得を目指すものです。その効果的な実施のために、

- ・ **学生が参加・体験できる実習の実施を図ること**
- ・ **実習施設と大学の連携を図ること**

をお願いいたします。

2026年度（令和8年度）実務実習日程

第Ⅰ期：	2026年 2月16日（月）～	5月3日（日）
第Ⅱ期：	5月18日（月）～	8月2日（日）
第Ⅲ期：	8月17日（月）～	11月1日（日）
第Ⅳ期：	11月16日（月）～	2027年 2月7日（日）

※1 近畿地区での正月休みは、12月29日（火）～1月4日（月）の1週間とする。

※2 各期間中、11週間（原則55日）の実習日を設定する。



改訂モデル・コアカリキュラム対応 薬学生のための病院・薬局実務実習テキスト 2026年版

監修 一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
編集 日本病院薬剤師会近畿ブロック/日本薬剤師会
大阪・近畿ブロック
判型 A4版
発行日 2026年1月中旬
定価 本体 4,730円(税込)

目次

第1章 薬学臨床の基礎

- 1 臨床における心構え
- 2 臨床実習の基礎

第2章 処方箋に基づく調剤

- 1 法令・規則等の理解と遵守
- 2 処方箋と疑義照会
- 3 処方箋に基づく医薬品の調製
- 4 患者・来局者対応、服薬指導、患者教育
- 5 医薬品の供給と管理
- 6 安全管理

第3章 薬物療法の実践

- 1 がん
- 2 高血圧症
- 3 糖尿病
- 4 心疾患
- 5 脳血管障害
- 6 精神神経疾患
- 7 免疫・アレルギー疾患
- 8 感染症

第4章 チーム医療への参画

- 1 医療機関におけるチーム医療
- 2 地域におけるチーム医療

第5章 地域の保健・医療・福祉への参画

- 1 在宅(訪問)医療・介護への参画
- 2 地域保健(公衆衛生、学校薬剤師、啓発活動)への参画
- 3 プライマリケア、セルフメディケーションの実践
- 4 災害時医療と薬剤師

その他・付録

- SBOs 対応表
カルテによく用いられる略語と用語名
医師・ナースが臨床現場で用いる会話用語
主な検査値と基準値(正常値)一覧など

施設連携 (グループ化)

実務実習施設連携(グループ化)の意義・目的

- 1) 施設連携を強化し薬局実習・病院実習22週間の一貫性を構築することで、学修効果の高い実習を目指す。
- 2) 代表的な疾患を薬局および病院それぞれで学習することで、薬物療法に係るコミュニケーション能力や問題解決能力を培うことができる。代表的な疾患(8疾患)を薬局・病院で単に棲み分けすることではない。
- 3) **各施設の特徴を活かす**ことで、多くの実習項目について**参加型実習**を実施することができる。

グループでの協議・活動について

- 1) **グループ協議会(対象:全施設)**
 - ・当該グループに属する薬局と病院、および大学の三者で構成される。
 - ・原則、実習開始前に、実習内容(役割分担=分担案を含む)や実習スケジュールを協議する。改訂コアカリを網羅できているか、ガイドラインに準拠しているかが重要な要素である。
 - ・さらに、効果的な実習実施について協議することが望ましい。
- 2) **引継会**
 - ・薬局実習終了後に、薬局での実習内容や成果を病院側に伝える場
 - ・薬局実習・病院実習22週間の一貫性を図り、学修効果の高い実習を実施するために開催してもよい。
- 3) **その他**
 - ・薬局・病院合同の実習(たとえば、SGD)や発表会などを設定してもよい。
 - ・病院から薬局へのフィードバック(成長、到達度、など)。

実務実習における 評価について

実務実習の評価（概略評価）

（2）処方せんに基づく調剤 ④患者・来局者対応、服薬指導、患者教育

第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
コミュニケーションを通じて患者の信頼を得て、必要な患者情報を収集し、薬物療法に関する情報提供及び患者教育を実践する。	患者の薬物療法のアウトカムを達成するために必要な情報を的確に判断し、患者から情報収集する。患者のニーズを的確に判断し、それを盛り込んだ情報提供及び教育を行う。	患者の病態や状況、高齢者、妊婦・授乳婦、小児、障害を持った方などに自然に配慮し、情報を収集する。患者の理解度を確認しながら情報提供を行う。	患者から薬物治療に係る基本的な情報（症状、既往歴、アレルギー歴、薬歴、副作用歴、生活状況等）を収集する。医薬品を安全かつ有効に使用するための情報を種々のツールを用いて患者に提供する。指導、教育内容を適切に記録する。

（1）薬学臨床の基礎

- ① 早期臨床体験
- ② 臨床における心構え
- ③ 臨床実習の基礎

（2）処方せんに基づく調剤

- ① 法令・規則等の理解と遵守
- ② 処方せんと疑義照会
- ③ 処方せんに基づく医薬品の調製
- ④ 患者・来局者対応、服薬指導、患者教育
- ⑤ 医薬品の供給と管理
- ⑥ 安全管理

（3）薬物療法の実践

- ① 患者情報の把握
- ② 医薬品情報の収集と活用
- ③ 処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）
- ④ 処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）

（4）チーム医療への貢献

- ① 医療機関におけるチーム医療
- ② 地域におけるチーム医療

（5）地域の保健・医療・福祉への参画

- ① 在宅医療・介護への参画
- ② 地域保健への参画
- ③ プライマリケア、セルフメディケーションの実践
- ④ 災害時医療と薬剤師

実務実習実施計画書における 実務実習の分担案

1. 薬局と病院の分担

薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標（SBO）

従来のように薬局実習と病院実習は区別されていない

原則、「薬学実務実習に関するガイドライン」の例示に準じます。

2. 病院実務実習SBOでの例

(2) 処方せんに基づく調剤

【③処方せんに基づく医薬品の調製】

17. 抗悪性腫瘍薬などの取扱いにおけるケミカルハザード回避の手技を実施できる。（知識・技能）

(3) 薬物療法の実践

【④処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）】

5. 薬物血中濃度モニタリングが必要な医薬品が処方されている患者について、血中濃度測定のプロセスを提案ができる。（知識・態度）
6. 薬物血中濃度の推移から薬物療法の効果および副作用について予測できる。（知識・技能）

公休（出席扱い）の取り扱い （2026年度）

3. 薬局実務実習SBOでの例

(5) 地域の保健・医療・福祉への参画

【①在宅（訪問）医療・介護への参画】

4. 在宅医療・介護に関する薬剤師の管理業務（訪問薬剤管理指導業務、居宅療養管理指導業務）を体験する。（知識・態度）
6. 在宅患者の病状（症状、疾患と重症度、栄養状態等）とその変化、生活環境等の情報収集と報告を体験する。（知識・態度）

【③プライマリケア、セルフメディケーションの実践】

7. 来局者に対して、病状に合わせた適切な対応（医師への受診勧奨、救急対応、要指導医薬品・一般用医薬品および検査薬などの推奨、生活指導等）を選択できる。（知識・態度）
8. 選択した薬局製剤（漢方製剤含む）、要指導医薬品・一般用医薬品、健康食品、サプリメント、医療機器等の使用方法や注意点などを来局者に適切に判りやすく説明できる。（知識・態度）
9. 疾病の予防および健康管理についてのアドバイスを体験する。（知識・態度）

公休（出席扱い）の取り扱い（2026年度）

1. 慶弔休暇

- 1) 学生の父母、子または配偶者が死亡した時 5 日
- 2) 学生の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡した時 3 日

2. 交通ストまたは災害等により交通機関が使用できなくなった場合（徒歩で実習先に向かう場合を除く）

- 1) 7 時まで解除した時 通常どおり
- 2) 10 時まで解除した時 午前中公休
- 3) 10 時以降に解除した時 終日公休
- 4) 上記 1) ～ 3) については実習施設と予め協議した上決定する。

3. 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大津波警報、噴火特別警報（噴火警報居住地域）、緊急地震速報（震度 6 弱以上）および暴風警報が発令された場合あるいは津波警報等により実習先への移動を控える必要が生じた場合

- 1) 7 時まで解除された時 通常どおり
- 2) 10 時まで解除された時 午前中公休
- 3) 10 時以降に解除された時 終日公休
- 4) 上記 1) ～ 3) および災害が予測される場合は実習施設と協議した上決定する。

4. 裁判員制度により裁判員の指名を受けた場合に出頭等の手続きが必要になった場合、公休とする。ただし、終日休む必要がない場合は、午前中公休あるいは午後公休とする。

公休（出席扱い）の取扱い（2026年度）

5. 学校保健安全法施行規則第 18 条に定めた下記の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、同施行規則第 19 条に定めた出席停止期間を公休とする。

- ・第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ
- ・第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に報告されたものに限る）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ・第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ・その他の感染症（第三類として扱う場合もある） 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症等

実務実習における実習施設と大学の連携（2026年度）

1. 実務実習施設と大学の連携体制及び実習施設訪問について

(1) 大学側の実務実習実施体制の整備

- ・実務実習を担当する組織として、**学内委員会等**を設置します。
- ・それぞれの学生について、**指導担当教員**を置きます。
(原則として、**正・副2名以上**)
- ・**実務実習事前学習（臨床準備教育）**について、指導体制及び改訂モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを整備し、これを大学のホームページ等で公開することにより、**周知を図ります**。
- ・**共用試験（OSCE、CBT）**を適正な環境、条件のもと実施し、**これらの合格を実務実習履修の要件とします**。

(2) 連絡会

- ・各府県で近畿地区調整機構と薬剤師会、病院薬剤師会が主催する実務実習連絡会を実施し、実習施設と大学の連携を図ります。

実務実習における実習施設と大学の連携（2026年度）

細部につきましては個々の大学にご確認ください

1. 実務実習施設と大学の連携体制及び実習施設訪問について

(3) 大学による指導薬剤師に対する実務実習に関する説明

- ・各大学は、原則として、**実務実習開始までに大学における説明会**あるいは**学生指導担当教員の実習施設訪問**によって、**認定実務実習指導薬剤師（以下、指導薬剤師）**に対する**6年制薬学教育カリキュラム**や当該大学における**実務実習事前学習（臨床準備教育）**の内容、**実習中の連携等**について、**伝達及び情報交換**を行います。
- ・**各施設が所属する実習グループ（薬局と病院で構成）**において、**上記の協議を含むグループ協議会（実習施設と大学）**が開催される場合は、**説明会または施設訪問を行わないことがあります**。

(4) 教員による実習施設訪問

1) 実施時期および目的

学生指導担当教員は、実務実習を円滑に実施し、また学習効果を上げることを目的として、実習施設を訪問し、指導薬剤師との面談や情報の共有化、学生への指導、学習成果の評価等を行います。また、必要に応じて、実習施設及び指導薬剤師との連携の下、実務実習の指導体制、指導内容や指導方法の変更等を行います。**訪問の実施時期、実施回数については特に規定せず、指導薬剤師及び学生との相談の上決定するもの**とします。

1. 実務実習施設と大学の連携体制及び実習施設訪問について

(4) 教員による実習施設訪問<続き>

2) 訪問教員

- ・実習施設訪問は、原則として、学生指導担当教員が行います。
- ・訪問する教員の職名、専門分野、訪問指導各回の担当・役割分担等については、各大学で定めます。

3) 訪問時に実施する事項

学生指導担当教員は、実習施設訪問時に、実務実習の見学、指導薬剤師との面談、学生との面談等により、下記の事項を実施します。

- ・実務実習実施計画（改訂コアカリやガイドラインへの対応等）の確認。
- ・学生の実務実習事前学習（臨床準備教育）におけるカリキュラムの履修状況や学習目標到達度等に関する情報の伝達。
- ・学習成果の評価方法（総括的評価）の確認（成績判定の規定や基準）。
- ・実務実習の進捗状況（改訂コアカリやガイドラインとの対応等）の確認。
- ・実務実習実施過程での学生の学習目標到達状況の確認及び指導（形式的評価）。
- ・問題・トラブル等の把握と対応・措置。
- ・学生のメンタルケア。
- ・実務実習終了時の学生の学習目標到達度の確認（総括的評価）。
- ・その他、実習施設、指導薬剤師への伝達あるいは協議・確認が必要な事項がある場合は、これを実施させていただきます。

3. 問題・トラブルが起こった場合の対応について

(2) 問題・トラブルが起こった場合の大学としての対応・措置方法

1) 問題・トラブルが発生した場合の対応について

- ・実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の対応・措置方法、マニュアル等を策定します。

2) 問題・トラブルが発生した場合の措置について

- ・問題・トラブルの深刻化、継続、再発等を防止する当面の措置として、**実務実習の中断が必要と考えられる場合は、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構と協議し、原則として、学生、実習施設（指導薬剤師）及び大学の三者の合意により、これを決定し、実施します。**状況によっては、上記1）における情報収集及び対応方法の協議・決定に先んじてこれを実施する場合があります。
- ・決定した対応方法に基づき、実習施設（指導薬剤師）との協議、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議、学生に対する指導あるいはケア、あるいは実習施設（指導薬剤師）、学生及び大学の三者協議により、問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減化に努めます。大学は、学生指導担当教員あるいは学内委員会委員、学内学生相談員等、状況に応じて**適当と考えられる教職員がこれにあたります。**

3. 問題・トラブルが起こった場合の対応について

(1) 問題・トラブルの発生を未然に防ぐための大学と指導薬剤師及び学生との連絡手段

2) 実習施設と大学の連絡

- ・実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の各大学への連絡先について、一覧表を作成して実習施設にお知らせします。
- ・実務実習記録を介した情報の共有化をお願いします。
- ・その他、電話、メール、実習施設訪問時の面談等により、密に情報の共有化を図らせていただきます。
- ・学生のメンタルケア等については、**個人情報保護に十分に配慮した対応・措置をお願いします。**

3. 問題・トラブルが起こった場合の対応について

(2) 問題・トラブルが起こった場合の大学としての対応・措置方法

2) 問題・トラブルが発生した場合の措置について<続き>

- ・問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減等により、当該実習施設での実務実習の継続あるいは再開が可能な場合は、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議により、継続・再開条件を決定し、これを行ないます。
- ・問題・トラブルの解決・解消に至らず、当該実習施設での実務実習の継続・再開が困難な場合は、実習施設を決定・実施することとします。
- ・問題・トラブルに対する対応・（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議により、実習施設の変更、実務実習の休止・延期等、適切な措置を決定し、これを行ないます。
- ・上記2点については、原則として、実習施設（指導薬剤師）、学生及び大学の三者の合意により、決定・実施するものとします。
- ・問題・トラブルに対する対応・措置について、**実習施設（指導薬剤師）との協議のみでの実施が困難な場合は、各府県の薬剤師会あるいは病院薬剤師会の担当組織・委員会等と協議を行います。**
- ・上記の実務実習の継続・再開あるいは実習施設の変更、実務実習の休止・延期等の措置により、近畿地区調整機構による実習施設の再調整が必要な場合は、これを要請します。

操作説明動画マニュアルをご利用下さい。

WEBシステムの2025年度改修項目について

2025年度の改修項目はありません

ログイン画面
右下部分に「**操作説明動画マニュアル**」があります。
内容: 指導薬剤師向け動画

- ①「初回ログイン」操作説明は、[こちら](#)
- ②「指導薬剤師様の新規登録」操作説明は、[こちら](#)
- ③「指導薬剤師様と実習生の紐付け」操作説明は、[こちら](#)
- ④「パスワードの再発行」操作説明は、[こちら](#)

ログイン画面の右下部分には「操作説明動画マニュアル」のリンクがあります。このリンクは、指導薬剤師向け動画の操作説明を示しています。

実施要領の変更部分 (2027.4.1 施行)

認定実務実習指導薬剤師認定制度 実施要領の改訂について

2027年4月1日施行

○新規認定の要件

1. 受講条件の緩和
2. 年齢制限の新設
3. 修了証有効期限の短縮

○更新認定の要件

1. 勤務要件緩和
2. 年齢制限の新設
3. 年齢制限の新設に伴う時限的措置

○新規・更新共通の変更点

1. 費用の改訂
2. 認定取消しの明確化
3. 過去に取消しを受けた者の再申請
4. 取消しの公表方法

2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更①受講条件の緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後	
実務経験	薬剤師実務経験が 5年以上 あること	「薬剤師実務に従事している」期間が 通算5年以上 であること	変更
	6年制卒は3年以上で受講可	(削除)	削除
受講する時点での勤務状況	継続して3年以上であること	(削除)	削除
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること	変更

(一社)薬学教育協議会

2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設 <<制度全体の活性化と公平なチャンスの提供>>

	現行	改訂後	
年齢制限	なし	【受講・申請】 満65歳未満 【認定 失効】 満70歳到達時	追加

変更③修了証有効期限の短縮 <<セット受講の推進>>

	現行	改訂後	
有効期間	6年間	3年間	変更

(一社)薬学教育協議会

2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

変更①勤務要件緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後
指導実績	認定期間中に1例以上(指導実績がない場合は、別途審査)	
勤務状況	現に薬剤師実務に従事	
	認定期間中に3年以上薬剤師実務に従事	認定申請の際、 直近1年以上 継続的に薬剤師実務に従事
更新講習会	認定を受けた日から5年以上経過し受講	

改訂の理由 各種休暇の取得など、昨今の働き方に対応するため

(一社)薬学教育協議会

2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

	現行	改訂後
研修受講時	なし	更新認定申請時点において 満70歳未満 であることに留意すること
認定申請時		満70歳未満 であること
認定後		認定は 満70歳に達した時点 で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず 失効 する

(一社)薬学教育協議会

2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更③年齢制限の新設に伴う時限的措置

【対象者】

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]で既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師

【措置の内容】

満70歳に達しても、当該認定の認定期間が満了するまでは資格を維持できる
ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない

▲注意▲

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]において更新認定申請猶予期間中の場合は対象外
∴認定期限後は、認定が失効しているため

(一社)薬学教育協議会

2-4. 新規・更新共通の変更点

1. 費用の改訂 (消費税:10%)



※費用に関する注意事項、条件は変更なし

(一社)薬学教育協議会

2-4. 新規・更新共通の変更点

2. 認定取消しの明確化

1. 薬剤師の資格を失った者
2. 厚生労働省が公表する「**薬剤師に対する行政処分について**」の被処分者
3. 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
4. 薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

3. 過去に取消しを受けた者の再申請

過去に本認定の取消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する

(一社)薬学教育協議会

2-4. 新規・更新共通の変更点

4. 取消しの公表方法

【現行】

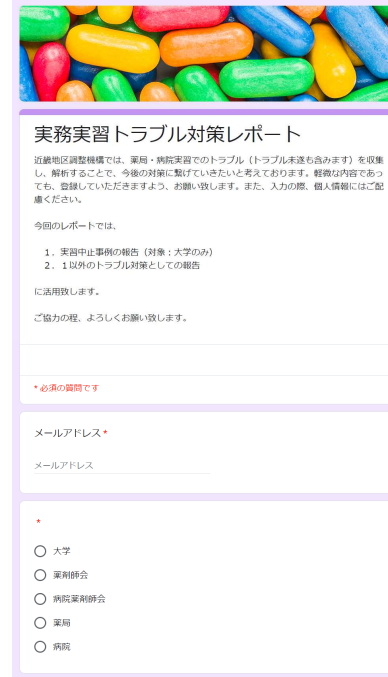
取消した旨及び取消対象者の氏名を公表

【改訂後】

認定番号を公表

(一社)薬学教育協議会

実務実習トラブル対策 レポートシステムについて



実務実習トラブル対策レポート

近畿地区調整機構では、薬局・病院実習でのトラブル（トラブル未遂も含みます）を収集し、集約することで、今後の対策に繋げていきたいと考えております。軽微な内容であっても、登録していただきますようお願い致します。また、入力の際、個人情報はご配慮ください。

今回のレポートでは、

1. 実習中止事例の報告（対象：大学のみ）
2. 1以外のトラブル対策としての報告

に活用致します。

ご協力の程、よろしくお願ひ致します。

*** 必須の欄です**

メールアドレス*

メールアドレス

.

大学

薬剤師会

病院薬剤師会

薬局

病院

《主な質問項目》

- 実習時期
- トラブルが発生した週は何週目ですか。
- 誰に問題があったのですか。
- トラブルが起こった原因は何ですか。
- トラブル原因を詳細に記載してください。
- トラブル内容及び経緯を詳細に記載してください。
- トラブルにより、その後の実務実習はどのようになりましたか。
- トラブルに対して、どのような対応をとられましたか。
- 今回のトラブルを経験して、今後このようなトラブルが起こらないための対策を記載してください。
- その他、気がついた点があれば記載してください。

実務実習トラブル対策レポートシステムの結果

《報告施設》

大学 19件、薬局 19件、病院 7件

《どのの方に問題があったのですか？（複数回答可）》

学生 23件、指導薬剤師 19件、薬局職員 2件、大学教員 8件

《実務実習時期》

	I 期	II 期	III 期	IV 期
薬局実習	15	7	9	
病院実習		7	3	4

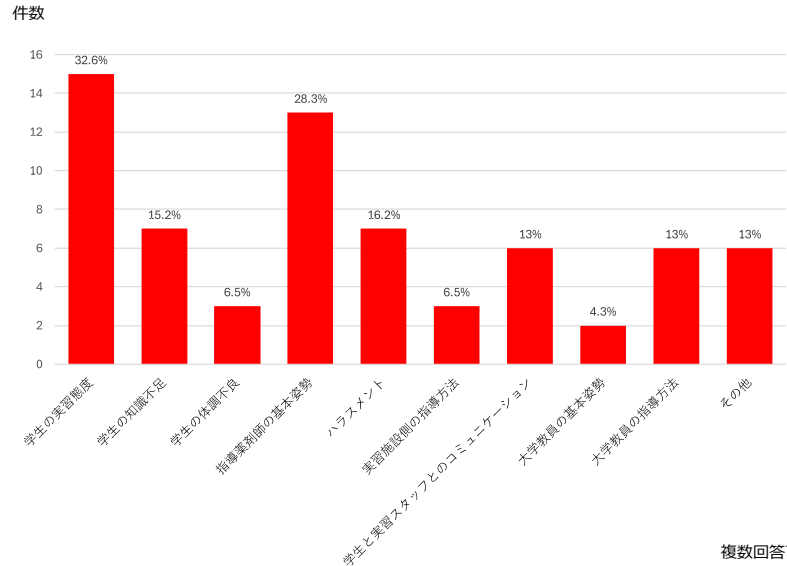
単位：件

《トラブル発生週数とその後の実務実習》

トラブルが発生した週数	その他の実務実習
実習開始前	4 他施設に変更して実習終了 6
1週目	8 (実習開始前 1, 1週目 3)
2週目	5 2週目 1, 5週目 1)
3週目	2 他施設と協同して実習終了 1
4週目	5 (2週目 1)
5週目	3 同一施設で実習終了 38
6週目	2
7週目	4
8週目	4
9週目	2
10週目	0
11週目	3
実習終了後	3

単位：件

《トラブルが起こった原因》



薬局・病院からの報告

【トラブル原因】 学生の実習態度, 学生の知識不足, 学生と実習スタッフとのコミュニケーション
【トラブル内容と経緯】 休憩以外での実習時間中での実習内容以外のおしゃべり。同一施設で実習を最後まで行い実習終了。数回にわたり注意した
【今後のトラブル対策】 「臨床現場にて実習をさせていただいている」という意識を強くもつことを大学で指導していただきたい。

【トラブル原因】 大学側から実習先への情報提供不足
【トラブル内容と経緯】 薬局実習中に妊娠している事が判明した。学生が熱心に実習に取り組んでいるので問題なかったが、担当教員も妊娠を知らなかった。次の病院実習先にも薬局から連絡して、配慮しながら実習中に何かあれば病院でバックアップできる体制で受けていただけた。
【今後のトラブル対策】 配慮が必要な学生に関して、大学側には実習前に必ず情報提供して頂きたい。今回事前に知らなかった薬局もこれから受入れる病院も理解をいただいたので良かった事例であるが、通常はトラブルにつながり学生への不利益な状況になった可能性もあったと思う。

【トラブル原因】 学生の個人（患者）情報に関する認識
【トラブル内容と経緯】 実習期間中、学生が患者個人情報を含む資料を持ち帰っている疑いや、個人のロッカーに保管している姿が見受けられた。指導薬剤師より注意喚起を行ったが、実習終了直前にも、資料の回収指示に対し不満の態度を示した。また、実習生の態度や対応について、注意を受けた際に感情的になりやすく、それが実習全体に影響する傾向も見受けられた。
【今後のトラブル対策】 大学が個人情報の取り扱いに関する教育・指導の一層の強化をお願いしたい。


大学からの報告

【トラブル原因】 実習施設側の指導方法（指導薬剤師のセクハラととられる指導）
【トラブル内容と経緯】 指導薬剤師（男性）が学生（女性）の目の前でズボンをおろし、下着姿で大腿部に自己注射を行う所を見せた。目のやり場に困ったが、「見ているように」といわれ指導してくれているのだからと黙って見ていた。場所は薬局内で周囲に他の薬剤師がいた。学生は指導だと思い実習終了後まで報告せず、実習終了後報告した。
【今後のトラブル対策】 実習終了後まで報告がなかった点については、もう少し細やかなコミュニケーションが必要だったかもしれない。熱心ゆえの厳しい指導のようであったが、それゆえ、学生はいわれたままにするしかなく、今回のようなケースでも「こんなものだ」と報告することもなく過ぎたのだと思われる。

【トラブル原因】 実習施設側の指導方法
【トラブル内容と経緯】 昼食を食べるスペースがないため、天候に関係なく外で食べるように指示があった。今まで受け入れきた実習生は全員徒歩か自転車での通学で、実習生は家に帰って食事をとっていた。今回の学生は電車での通学だったため、移動方法がなく、近くの公園等で昼食を取っていた。
【今後のトラブル対策】 薬局内に食事（昼休憩）がとれる場所の確保をお願いしたい。

【トラブル原因】 実習施設側の指導方法、ハラスメント
【トラブル内容と経緯】 指導薬剤師の質問に答えられなかったため、強い口調で、威圧的な言葉を浴びさせられた。
【今後のトラブル対策】 指導上の言動に注意していただきたい。

《参考》：実務実習におけるハラスメントへの対応（令和6年度改訂版）

実務実習におけるハラスメントへの対応 (令和6年度改訂版)		目次
1. はじめに	P1
2. ハラスメントとは	P2
3. 実習でのハラスメント事例	P6
<small>(参考)</small> LGBTQ+について、指導者として理解しておくべきこと	 P12
令和6年6月		
 公益社団法人 日本薬剤師会		

3. 実習でのハラスメント事例

(1) パワー・ハラスメントの事例

- ・指導薬剤師による他の薬剤師スタッフへのハラスメントとも言えるキツイ言い方に疲弊した。
- ・指導薬剤師の「あんた」「お前」等の言葉遣いや口調に委縮した。
- ・実習生が指導薬剤師のアドバイスに対して納得しない態度をとり、薬局について批判的な発言をしたため、指導薬剤師から大声で叱責された。
- ・エレベーターの中で、薬剤師より実習態度に関して注意をうけ、委縮した。
- ・指導薬剤師からLINE で色々な指示がくる。

(2) セクシュアル・ハラスメントの事例

- ・指導薬剤師から個人的にしつこく食事や飲酒に誘われた。
- ・実習最終日に、誰もいないスタッフ控室で指導薬剤師に告白された。その後、帰りも駅までついてくるなど普段とは違う態度であった。
- ・実習時に指導薬剤師より、本人の過去の異性交遊関係を聞かされ不快に思った。
- ・朝礼前や休憩中に返答に困る性的な会話を何度もしてくる。
- ・指導時の距離が近い等、違和感や嫌悪感を抱いた。

(3) モラル・ハラスメントの事例

- ・挨拶をしても無視される。常に怒り口調で指示され、高圧的で言いがかりに近い言動の指導で精神的に追い込まれた。
- ・薬剤名が類似する別の薬剤と間違えた際に、「日本語が読めないのか！」と強い口調で叱責された。
- ・指導薬剤師から、周りに人がいる状況で留年した理由などを聞かれ、更にその理由を馬鹿にされた。
- ・指導薬剤師から病気ではないかと言われた(病気の診断は受けていない)。

(4) アカデミック・ハラスメントの事例

- ・指導薬剤師から「このままでは単位はあげられないよ。」と言われた。
- ・実習以外の雑務を強いられることが多く、ほったらかしで適切な指導がされていない。
- ・指導薬剤師から「こんなことも知らないのか？」と言われた。
- ・実習時間外の調べ物等の課題が多く、疲弊した。



2026年度の実務実習指導に
ご協力、よろしくお願い申し上げます。

2026 年度 実務実習実施にあたってのお願い(近畿地区)

本冊子は、以下の内容を纏めたものです：

実務実習実施および指導にあたってのお願い	1
2026 年度実務実習日程	4
公休（出席扱い）の取扱い（2026 年度）	5
実務実習における実習施設と大学の連携（2026 年度）	7
施設連携（グループ化）について	13
実務実習指導・管理システム（WEB システム）利用指針 2026 年度版	15

2026 年 1 月 11 日

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

実務実習実施および指導にあたってのお願い

2026年1月11日

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

6年制薬学教育は、2015年に薬剤師として求められる資質（基本的な資質）を設定し、「その資質（能力）を身につけるために学ぶ」という学習成果基盤型教育の考え方にに基づき薬学教育モデル・コアカリキュラムを改訂（以下、改訂コアカリ^{注1}という。）し、2015年度入学生から導入しています。また、改訂コアカリに沿った薬学実務実習を適正に実施するために「薬学実務実習に関するガイドライン^{注2}（以下、ガイドラインという。）」が示されました。

ガイドラインのなかで、実務実習は「知識偏重の実習ではなく、医療人の一員として臨床現場で個々の事例や症例を体験して、医療における薬剤師業務の意義や薬物治療における薬剤師の役割を理解し、薬の専門職として医療現場で臨機応変に対応できる実践的な能力を養成する実習を行う」ことが謳われています。

近畿地区調整機構ではガイドラインに準拠した実務実習を実施するために、施設連携（グループ化）構築^{注3}などに取り組んでおります。実習施設の特徴を活かしながら、薬局と病院での計22週間の実習がより効果的に行うことを目指したものです。

改訂コアカリの実務実習の実施にあたり、以下の点にご留意の上、ご指導いただきますようお願いいたします。

注1：文部科学省>薬学教育ホームページからダウンロード可能

注2：平成27年2月、薬学実務実習に関する連絡会議、文部科学省ホームページからダウンロード可能

注3：平成28年7月近畿地区調整機構委員会決定

1. 改訂コアカリの実務実習の主な特徴（近畿地区）

① 薬局実習・病院実習の順に連続性のある22週間の実習とする（p.4）。

② 実習施設と大学の連携

大学が主導的な役割を果たし、実習を行う薬局施設と病院施設の円滑な連携を図ります。本調整機構では「実務実習における実習施設と大学の連携」を定めています（pp.7-12）。

③ 施設連携（グループ化）

近畿地区をグループに分割し、グループごとに22週間の実習内容を構築します（pp.13-14）。

④ 実習の評価

評価は、学習成果基盤型教育の考え方にに基づき概略評価を行います。

⑤ 実務実習記録（日誌）

近畿地区では、実務実習記録として富士フィルムシステムサービス社の「実務実習指導・管理システム（WEBシステム）」を利用しており、その利用指針を定めています（別添）。

2. 実務実習のあり方

薬学実務実習は、薬剤師として求められる基本的な資質の修得を目指すものです。その効果的な実施のために、

- ・ 学生が参加・体験できる実習の実施を図ること
- ・ 実習施設と大学の連携を図ることをお願いいたします。

3. 実習施設への要望

(1) 実習環境

以下の項目を実施していることが望ましいと考えています。

- ① 薬物治療の理解と考察 ② チーム医療の実践 ③ 多職種協働
- ④ 地域連携・支援 ⑤ 施設間連携

(2) 実習内容

- ・ 改訂コアカリに基づき実施をお願いします。また、グループごとに開催するグループ協議会で、施設と大学、および施設間の協議をお願いします。
- ・ 本調整機構では、学生および指導者のために「薬学生のための病院・薬局実務実習テキスト 2026年度版」を作成しています。

なお、日本薬剤師会から「薬局実務実習指導の手引き 2018年版 [改訂モデル・コアカリキュラム対応]」が発行されています。

(3) 実習期間・時間

- ・ 各期の実習期間と公休を次頁以降（pp.4-6）に示します。
- ・ 病院、薬局の実習期間は連続性のある 22 週間とし、各施設 11 週間を原則とする。
- ・ 原則、月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時を目途として下さい。
- ・ 時間外の実習や、振替日の実習（土曜日等）を行った場合、実習時間に応じ代休となる場合があります。

(4) 指導体制

- ① 認定指導薬剤師は、主体的に指導を行い、実習生の成長、気づきを促して下さい。
- ② 認定指導薬剤師は、他の薬剤師および他職種職員と協力して指導を行って下さい。
- ③ 認定指導薬剤師は、改訂コアカリの把握など、指導能力の向上を図って下さい。

(5) 評価

「実務実習における実習施設と大学の連携」をご参照いただき実施して下さい。なお、複数の実習生が履修している場合でも相対評価は避け、要改善事項があれば大学担当教員と協議をお願いいたします。

その他集合研修時等の交通費は、実習生の負担が重くならないように配慮をお願いします。

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構について

薬学教育協議会の支部の位置づけとして、実務実習を円滑に進めるため近畿地区に設置されています。近畿地区の6府県に所在する薬学部を有する大学、薬剤師会および病院薬剤師会で構成されています。ホームページを開設しており、今後、内容を充実させます。

事務局：〒540-0019 大阪府中央区和泉町 1-3-8 大阪府薬剤師会館西館 4階

TEL 06-6910-1488 FAX 06-6910-1489 E-mail:kyc@osaka-fuyaku.jp

2026年度実務実習日程（近畿地区）

第Ⅰ期： 2026年2月16日（月） ～ 5月3日（日）

第Ⅱ期： 5月18日（月） ～ 8月2日（日）

第Ⅲ期： 8月17日（月） ～ 11月1日（日）

第Ⅳ期： 11月16日（月） ～ 2027年2月7日（日）

※1) 正月休みは、2026年12月29日（火）～2027年1月4日（月）の1週間とする。

※2) 各期間中、11週間（原則55日）の実習日を設定する。

下記に該当する場合は公休とする。

1. 慶弔休暇

- 1) 学生の父母、子または配偶者が死亡した時 5 日
 - 2) 学生の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡した時 3 日
2. 交通ストまたは災害等により交通機関が使用できなくなった場合（徒歩で実習先に向かう場合を除く）
- 1) 7時までに解除した時 通常どおり
 - 2) 10時までに解除した時 午前中公休
 - 3) 10時以降に解除した時 終日公休
 - 4) 上記1)～3)については実習施設と予め協議した上決定する。

3. 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大津波警報、噴火特別警報（噴火警報居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）および暴風警報が発令された場合あるいは津波警報等により実習先への移動を控える必要が生じた場合

- 1) 7時までに解除された時 通常どおり
 - 2) 10時までに解除された時 午前中公休
 - 3) 10時以降に解除された時 終日公休
 - 4) 上記1)～3) および災害が予測される場合は実習施設と協議した上決定する。
4. 裁判員制度により裁判員の指名を受けた場合に出頭等の手続きが必要になった場合、公休とする。ただし、終日休む必要がない場合は、午前中公休あるいは午後公休とする。

5. 学校保健安全法施行規則第18条に定めた下記の「学校において予防すべき感染症」

に罹患した場合、同施行規則第19条に定めた出席停止期間を公休とする。

- ・ 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、及び特定鳥インフルエンザ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、新型コロナウイルス感染症等）及び新感染症
- ・ 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ・ 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ・ その他の感染症（第三類として扱う場合もある） 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症等

*上記、公休に該当する事項で欠席した場合、欠席日数が長期間にわたるときは、補講を受けなければならない。この場合の補講については、学生、大学、関係機関等と協議して決める。

公休の場合の連絡

1. 上記1. 5. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話連絡する。

2. 上記2. 3. 4. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話またはメール連絡する。

3. 上記5の場合

学生は、原則、後日医師の診断書を大学に提出すること。公休に伴う実習の短期間の遅れの取扱いについては、下記の例を参考に当該学生の所属する大学の指導担当教員と病院／薬局の実務実習指導薬剤師の間で協議し決定する。

1. 実習を受けている学生が当該学生1名であった場合

- 1) 公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全てのSBOsを期間内に実施できるようLSを組み替える。
- 2) LSを組み替えても全てのSBOsを期間内に実施できない場合は、SBOsは未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

2. 受講学生が複数で、すべて当該学生であった場合

- 1) 当該学生が1大学に所属の場合：公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全てのSBOsが実施できるようLSを組み替える。
- 2) 当該学生が複数の大学に所属している場合：公休により実習期間が短縮されるが、実務実習指導薬剤師が全てのSBOsを実施できるようLSを組み替え、当該大学の指導担当教員に通知する。
- 3) LSを組み替えても全てのSBOsを期間内に実施できない場合は、SBOsは未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

3. 複数の学生が実習を受けており、当該学生が一部であった場合

- 1) 公休のため実施できなかったSBOsは未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

実務実習における実習施設と大学の連携（2026年度）

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

2026.1

1. 実務実習施設と大学の連携体制及び実習施設訪問について

(1) 大学側の実務実習実施体制の整備

- ・実務実習を担当する組織として、学内委員会等を設置します。
- ・それぞれの学生について、指導担当教員を置きます（原則として、正・副2名以上）。
- ・実務実習事前学習（臨床準備教育）について、指導体制及び改訂モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを整備し、これを大学のホームページ等で公開することにより、周知を図ります。
- ・実務実習事前学習を規定の時間数実施します。
- ・薬学共用試験（OSCE, CBT）を適正な環境、条件のもと実施し、これらの合格を実務実習履修の要件とします。

(2) 連絡会

- ・各府県で近畿地区調整機構と薬剤師会、病院薬剤師会が主催する実務実習連絡会を実施し、実習施設と大学の連携を図ります。

(3) 大学による指導薬剤師に対する実務実習に関する説明

- ・各大学は、原則として、実務実習開始までに大学における説明会あるいは学生指導担当教員による実習施設の訪問によって、認定実務実習指導薬剤師（以下、指導薬剤師）に対する6年制薬学教育カリキュラムや当該大学における実務実習事前学習（臨床準備教育）の内容、実習中の連携等について、伝達及び情報交換を行います
- ・各施設が所属する実習グループ（薬局と病院で構成）において、上記の伝達や情報交換の内容を含んだグループ協議会（実習施設と大学）を開催される場合は、説明会または施設訪問を行わないことがあります。

(4) 教員による実習施設訪問

1) 実施時期および目的

学生指導担当教員は、実務実習を円滑に実施し、また学習効果を上げることを目的として、実習施設を訪問し、指導薬剤師との面談や情報の共有化、学生への指導、学習成果の評価等を行います。また、必要に応じて、実習施設及び指導薬剤師との連携の下、実務実習の指導体制、指導内容や指導方法の変更等を行います。訪問の実施時期、実施回数については特に規定せず、指導薬剤師及び学生との相談の上決定するものとします。

2) 訪問教員

- ・実習施設訪問は、原則として、学生指導担当教員が行います。
- ・訪問する教員の職名、専門分野、訪問指導各回の担当・役割分担等については、各大学で定めます。

3) 訪問時に実施する事項

学生指導担当教員は、実習施設訪問時に、実務実習の見学、指導薬剤師との面談、学生との面談等により、下記の事項を実施します。

- ・実務実習実施計画（改訂コアカリやガイドラインへの対応等）の確認。
- ・学習成果の評価方法（総括的評価）の確認（成績判定の規定や基準）、概略評価の確認、実習終了時の最終評価の確認。
- ・実務実習の進捗状況（改訂コアカリやガイドラインとの対応等）の確認。
- ・実務実習実施過程での学生の学習目標到達状況の確認及び指導（形成的評価）。
- ・問題・トラブル等の把握と対応・措置。
- ・学生のメンタルケア。
- ・実務実習終了時の学生の学習目標到達度の確認（総括的評価）。
- ・その他、実習施設、指導薬剤師への伝達あるいは協議・確認が必要な事項がある場合は、これを実施させていただきます。

2. 実務実習の成績評価について

(1) 形成的評価に関する基本的な考え方及び実施方法

- ・形成的評価は、各中項目、各到達目標について、一定の評価基準をもとに目標にどの程度到達しているかについて情報収集を行う「測定」、測定結果が薬学生としてどのようなレベルにあるかについて解析する「価値判断」、及びその結果を学生に勧告し、学習の改善に向けた指導を行なう「フィードバック」からなります。
- ・「測定」、「価値判断」及び「フィードバック」は、指導薬剤師に実施していただくことを基本とします。
- ・「フィードバック」は、口頭で学生に伝えるとともに、実務実習記録のコメント欄に記載し、記録に残すことを基本とします。
- ・学生指導担当教員は、学生との大学での面談あるいは実習施設訪問時の面談の際に、必要に応じて、指導薬剤師による「測定」及び「価値判断」をもとに「フィードバック」を実施させていただきます。

(2) 総括的評価に関する基本的な考え方及び実施方法

- ・総括的評価は、各ユニットについて、一定の評価基準をもとに目標にどの程度到達しているかについて最終的な情報収集を行う「測定」、測定結果が薬学生としてどのようなレベルにあるかについて最終的に解析する「価値判断」、及びその結果に基づいて合否及び単位認定を行なう「合否判定」からなります。
- ・「測定」及び「価値判断」は、主に指導薬剤師が行なうことを基本とします。
- ・「価値判断」は、別途定める評価表を用いて、実施させていただきます。
- ・指導薬剤師が学生の最終的な学習目標到達が不十分と判断する項目については、必要に応じて、学生指導担当教員あるいは適当な大学教員立会いのもとに「測定」及び「価値判断」を行い、確認させていただきます。
- ・形成的評価における「測定」及び「価値判断」により、すでに十分達成できていると判断される到達目標については、その結果を尊重し、適宜、総括的評価の「測定」及び「価値判断」を省略することも可能です。

- ・ 総括的評価における「合否判定」は、指導薬剤師による上記の改訂コアカリの達成度に関する「価値判断」の結果を尊重し、これに加えて各大学が別途定めるその他の項目（出席、レポート等）に関する評価基準に基づいて、大学が個々に定める規定によって実施します。これらの詳細については、実務実習開始前の大学における説明会あるいは学生指導担当教員による実習施設訪問の際に指導薬剤師にお伝えします。

3. 問題・トラブルが起こった場合の対応について

(1) 問題・トラブルの発生を未然に防ぐための大学と指導薬剤師及び学生との連絡手段

1) 大学での体制整備

- ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の学内の対応・措置体制を整備します（委員会、相談室等の設置）。
- ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の大学としての対応・措置方法、マニュアル等を策定します。
- ・ 問題・トラブル、病気、事故、その他の理由により学生が実務実習を受けない場合の措置方法を策定します（公休扱いの基準、総括的評価の扱い等）。
- ・ 以上の情報を実務実習開始前あるいは開始後に、適宜、指導薬剤師にお知らせし、また学生へ周知します。
- ・ 学生指導担当教員の学生に対するメンタルケア及びハラスメント対策に対する意識・情報の共有化を図ります（FD、講演会の実施等）。

2) 実習施設と大学の連絡

- ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の各大学への連絡先について、実習施設、指導薬剤師にお知らせします。
- ・ 実務実習記録を介した情報の共有化をお願いします。
- ・ その他、電話、メール、実習施設訪問時の面談等により、密に情報の共有化を図らせていただきます。
- ・ 学生のメンタルケア等については、個人情報の保護に十分に配慮した対応・措置をお願いします。

3) 学生と大学の連絡

- ・ 1名の学生を原則、正・副の複数の教員が学生指導担当教員として担当することにより、密な指導・ケアを行います。
- ・ 実務実習記録を介した情報の共有化及び学生指導を行います。
- ・ その他、電話、メールによる連絡、大学における面談及び実習施設訪問時の面談により、情報の共有化を図ります。
- ・ 学内に相談窓口を設け、学生の申し出・相談を受け付けます（面談、電話、メール等）。
- ・ 学生のメンタルケア等については、個人情報の保護に十分に配慮した対応・措置に努めます。

(2) 問題・トラブルが起こった場合の大学としての対応・措置方法

1) 問題・トラブルが発生した場合の対応について

- ・実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の対応・措置方法、マニュアル等を策定します。

2) 問題・トラブルが発生した場合の措置について

- ・問題・トラブルの深刻化、継続、再発等を防止する当面の措置として、実務実習の中断が必要と考えられる場合は、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構と協議し、原則として、学生、実習施設（指導薬剤師）及び大学の三者の合意により、これを決定し、実施します。状況によっては、上記1)における情報収集及び対応方法の協議・決定に先んじてこれを実施する場合があります。
 - ・決定した対応方法に基づき、実習施設（指導薬剤師）との協議、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議、学生に対する指導あるいはケア、あるいは実習施設（指導薬剤師）、学生及び大学の三者協議により、問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減化に努めます。大学は、学生指導担当教員あるいは学内委員会委員、学内学生相談員等、状況に応じて適切と考えられる教職員がこれにあたります。
 - ・問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減等により、当該実習施設での実務実習の継続あるいは再開が可能な場合は、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議により、継続・再開条件を決定し、これを行います。
 - ・問題・トラブルの解決・解消に至らず、当該実習施設での実務実習の継続・再開が困難な場合は、実習施設（指導薬剤師）及び近畿地区調整機構との協議により、実習施設の変更、実務実習の休止・延期等、適切な措置を決定し、これを行います。
 - ・上記2点については、原則として、実習施設（指導薬剤師）、学生及び大学の三者の合意により、決定・実施するものとします。
 - ・問題・トラブルに対する対応・措置について、実習施設（指導薬剤師）との協議のみでの実施が困難な場合は、各府県の薬剤師会あるいは病院薬剤師会の担当組織・委員会等と協議を行います。
 - ・上記の実務実習の継続・再開あるいは実習施設の変更、実務実習の休止・延期等の措置により、近畿地区調整機構による実習施設の再調整が必要な場合は、これを要請します。
- ### 3) 問題・トラブルの再発防止について
- ・問題・トラブルが発生した場合には、その対応・措置及びその経過・結果について学内委員会及び教授会に報告し、学内委員会あるいは教授会において再発防止策を協議・決定し、これを実施します。
 - ・さらに必要に応じて、実習施設（指導薬剤師）あるいは近畿地区調整機構との協議・調整を行ない、再発防止策を実施します。
 - ・問題・トラブルについては、個人情報の保護に留意の上、可能な限りの情報を近畿地区調整機構に報告します。

(3) 問題・トラブル発生時の近畿地区調整機構の役割

- ・ 問題・トラブルの発生により実習施設・指導薬剤師の変更、実務実習の休止・延期等に至った場合に、実習施設・指導薬剤師及び実務実習実施時期の再調整を行います。
- ・ 問題・トラブルに関する情報を集積し、データ化して大学及び実習施設（指導薬剤師）、必要に応じて他の関連機関に提供します。
- ・ ハラスメント対策について、啓発活動を行います（講演会の実施、事例集の作成・配布等）。
- ・ 各大学への連絡網を整備し、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の対応に備えます。

4. 「実務実習記録」と「評価表」について

薬学教育における実務実習は、医療人たる薬剤師に必要な知識・技能・態度を薬学生が医療現場での実践を通して修得することを目的とするものです。特に、医療人として必要な倫理観や使命感、責任感、病院や薬局において、実際に患者や来局者、さらには他の医療スタッフと接することによって初めて涵養できるものと言えます。大学が学生に期待するのは、指導薬剤師の先生方の指導のもと、医療現場において、大学では実施できない臨場感、緊張感のある参加型実習を行うことによって、このような知識・技能・態度を修得することです。

「実務実習記録」は、このような実践的な参加型教育による知識・技能・態度のバランスの取れた修得を助けるためのツールとして使用するものであり、あくまで学生が自分自身の成長記録として主体的に記入するものです。具体的には、学生は、実習施設（指導薬剤師）にお示しいただく実務実習スケジュールから、実務実習全体、実施ユニットごと、週ごと、さらには1日ごとの到達すべき学習目標を理解し、これが実務実習を行うことによってどの程度達成できたかを自己評価して、「実務実習記録」に記入して行きます。学生が行う「実務実習記録」作成における指導薬剤師の役割は、学生の記録内容を適宜確認し、適切なアドバイスや評価（形成的評価）を与えることによって、さらに効果的な学習を促すことにあります。

「実務実習記録」における日々の記録は、週単位あるいはユニット単位の学習目標到達度、すなわち成長度合いの指標になり、またユニット単位の記録は、実習全体の学習目標到達度の指標となります。こういったユニット単位あるいは実習全体についての学習目標到達度を、実務実習の終了時に「評価表」に記載していただき、さらにこれらに関する具体的な概評をいただければ、大学は、これを総括的評価の「測定」及び「価値判断」として使わせて頂きます。

したがって、指導薬剤師の先生方には参加型実務実習の意義を十分にご理解いただき、臨床現場での実践的な経験を通して、学生が医療人としての薬剤師になるための成長に重点を置いた指導をお願い致します。先述のように、「実務実習記録」は、あくまで指導薬剤師

と学生、さらには学生指導担当教員が三者で共有する成長過程の記録簿とお考えいただき、効果的な指導及び情報交換に活用いただければ幸いです。

施設連携（グループ化）について

一般社団法人 薬学教育協議会

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

1. 施設連携（グループ化）の経緯と作業

本調整機構では、「薬学実務実習に関するガイドライン」に準拠した実務実習を実施する上で、①実践的な臨床対応能力を身に付ける参加・体験型実習の実施のため、②薬局実習と病院実習の一貫性を図り効果的な実習を行うために、施設（薬局と病院）連携を強化する必要性を検討した。その結果、平成28年7月に、薬局と病院施設のグループ化を構築することを決定した。

また、この施設連携（グループ化）の作業は、近畿地区の14大学で分担し、薬剤師会および病院薬剤師会の協力の下で行うこととした。

2. 実務実習施設連携（グループ化）の意義・目的

- 1) 施設連携を強化し薬局実習・病院実習22週間の一貫性を構築することで、学修効果の高い実習を目指す。
- 2) 代表的な疾患を薬局および病院それぞれで学習することで、薬物療法に係るコミュニケーション能力や問題解決能力を培うことができる。代表的な疾患（8疾患）を薬局・病院で単に棲み分けすることではない。
- 3) 各施設の特徴を活かすことで、多くの実習項目について実践的な参加型実習を実施することができる。

補足事項

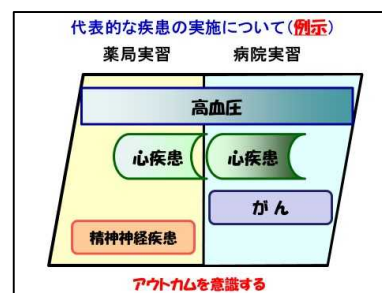
- 1)・3)の補足：薬局と病院での22週間を通じた実習内容の協議により構築する。⇒グループごとに（薬局・病院それぞれの）実施計画が異なる。場合によっては、グループ内でも施設・学生によって変更可能である
- 2)の補足：代表的疾患の取扱については、薬局・病院を通じた学習、薬局での学習、病院での学習に分かれることになる

補足)：施設調整や訪問指導の効率化、結果的に訪問指導の質向上が期待できる。

実務実習施設連携（グループ化）の目的（文章化）

高齢化及び疾病構造の変化を踏まえて、医薬品等の安全かつ適正な使用促進を図るためには最新の医療や医薬品等の幅広い情報に精通することが求められる。また、今後目指す地域包括ケアシステムへの対応では、在宅はもとより地域の医療・介護等社会資源に関する情報を把握する必要性が生じる。

地域での施設間連携については、薬局実習・病院実習22週間が一貫性をもって実施されることにより、学修効果の高い実習となる。また、代表的な疾患を薬局及び病院が連携すること



で、単なる棲み分けではなく、薬物療法に係るコミュニケーション能力や問題解決能力を培うことができるとともに、多くの実務実習項目について参加型実習を実施できることにも繋がる。

3. グループでの協議・活動について

1) グループ協議会

- ・当該グループに属する薬局と病院、および大学の三者で構成される。
- ・原則、実習開始前に、実習内容（役割分担を含む。前頁2.補足事項参照）や実習スケジュールを協議する。改訂コアカリを網羅できているか、ガイドラインに準拠しているかが重要な要素である。

2) 引継会

- ・薬局実習終了後に、薬局での実習内容や成果を病院側に伝える場。
- ・薬局実習・病院実習22週間の一貫性を図り、学修効果の高い実習を実施するために開催してもよい。

3) その他

- ・薬局・病院合同の実習（たとえば、SGD）や発表会などを設定してもよい。

4. グループの担当大学

施設連携（グループ化）の作業は、近畿地区 15 大学で分担し、薬剤師会および病院薬剤師会の協力の下で行う。

分担

大阪府

大阪市内

北部：東淀川、淀川、北、都島 **大医薬大**、阪大
 北部：旭 **摂南**、大医薬大
 東部：中央、天王寺、東成、城東、生野、浪速、鶴見
摂南、同女
 西部：西、此花、西淀川、港、大正、福島
大医薬大、阪大
 南部：阿倍野、西成、平野、東住吉、住吉、住之江
近大、大谷

大阪北部 **大医薬大**、阪大

大阪東部 **摂南**、同女

大阪南部 **近大**、大谷

奈良県 大谷、同女

和歌山県 **和医大**、大谷

兵庫県

神戸市内 **神薬**、神学、兵医
 阪神地区 **武庫川**、兵医、神学、神薬
 阪神北 **神学**
 兵庫播磨 **獨協**、神薬
 兵庫北部・淡路 **兵医**、神薬、神学、武庫川

京都府

京都市内 **京薬**、京大
 京都南西部 **京薬**、大医薬大
 京都南部 **同女**、京薬
 京都北部 **京薬**、京大

滋賀県

立命、京薬

* 太字記載の大学を責任大学とする

実務実習指導・管理システム（WEBシステム）利用指針2026年度版

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
WEBシステム検討作業部会

近畿地区における2026年度実務実習において、「実務実習指導・管理システム」（WEBシステム、富士フィルムシステムサービス株式会社）を利用します。本指針は、2023年度版の利用指針を改訂したものです。

I. 操作説明について

- ・富士フィルムシステムサービス株式会社の「実務実習指導・管理システム操作マニュアル4版（指導薬剤師向け）」および操作説明動画マニュアル（ログイン画面にリンクが貼られている）を利用してください。

II. 薬局・病院間の連携について

- ・改訂コアカリにおいては、薬局－病院の施設間連携をさらに図ることが求められています。WEBシステムにおいて、薬局・病院の指導薬剤師は相互に、学生の「一週間の振り返り」および「実習全体の振り返り」を閲覧可能な機能があり、施設間連携の重要なツールとして是非ご利用ください。

III. 登録およびID・仮パスワードの発行・伝達について

- ・2026年度の実習において、実習施設（薬局あるいは病院）の登録および**ID・仮パスワードの発行と施設への伝達**は、**ID、仮パスワードを発行した大学が責任をもって必ず行う**こととする。
- ・特に、第2期以降に実習を受ける大学が第1期実習開始前に「実習施設登録およびID・仮パスワード発行」を実施したとき、そのID・仮パスワードを発行した**大学が責任をもって第1期実習開始前にID、仮パスワードを実習施設に必ず伝達する（厳守）**。
- ・なお、2025年度以前に使用した施設管理ユーザーのID、パスワードは2026年度以降も利用することができる。

IV. 実習終了時の評価表について（施設へのお願い）

- ・実務実習終了後、WEBシステムにある「実習終了時の評価」（病院評価／薬局評価）を登録していただき、「データ出力」のタブをクリックし、絞り込み条件を選択後にPDFをダウンロードする。そのPDFを印刷し、署名・捺印して大学に郵送していただきますようお願いいたします。なお、返信用封筒などは、各大学で対応・運用します。

V. 使用指針

1. 学生プロフィール

- ・必須項目（実習生氏名、実習生氏名ふりがな、生年月日、実習生連絡先）のみ記載する。
- ・生年月日（必須項目）は、個人情報保護の観点から、各大学で決めた年月日（架空の生年月日、創立記念日等）を入力するなど、各大学の判断に任せる。
- ・「大学教員からのコメント」欄は原則記載する。
- ・WEBシステムへの入力とは別に、従来どおりの紙版学生プロフィール（顔写真を貼付したもの）を施設側に提出する。なお、近畿地区においては、学生プロフィールへの学生写真の貼付機能は、個人情報保護の観点から使用しないこととする。

2. 実務実習実施計画書（実習生は編集不可）

- *実務実習実施計画書は（1）～（9）の9項目の内容から構成されており、すべてに入力することとし、原則、空欄を作らず作成する。テンプレートを作成して登録することも可能です。
- *当該学生のスケジュールは事前訪問時に確認する。

*病院/薬局実習スケジュール <実習施設が大学に提示する事項> →(8)実習情報 (p.3参照)

実習施設は、次の①～③のいずれかの方法で実習情報を伝達する。

① 施設側から紙版で大学側に提示

(8)の実習情報の内容は、紙版で実習施設の具体的な実習内容とスケジュールを伝達する。

② WEBシステムに添付またはテンプレートから登録する。

③ WEBシステムのスケジュール欄に入力する。

なお、スケジュール欄には評価計画を記載してもよい。

以下に、実務実習実施計画書の(1)～(9)の具体的な記載内容を示す。

(1) 実習生に関する情報(プロフィール内容などが表示される) **【各大学独自で入力する】**

・実習にあたり特に伝達が必要な特記事項を記載する。

(2) 大学での実習状況 **【各大学独自で入力する】**

・大学での教育内容(特に臨床準備教育)の概略の伝達

概略評価表(近畿地区で作成)は紙版で記入したものを施設側に提出し、その旨をWEBシステム内に記載しておく(例:概略評価表の紙版を提出します)。なお、概略評価は学生の自己評価を記入するものとし、教員による評価記入は各大学の判断とする。

・大学での学習で気づいた実習に当たり特に伝達が必要な特記事項

(3) 実習の概要 **【施設で入力する】**

・薬局と病院の施設情報のうち、施設名、電話番号は自動で入力される。

・施設情報のうち、「**指導薬剤師名(認定実務実習指導薬剤師)**、責任薬剤師名、連絡先のメールアドレス」は**施設側で必ず入力**してください。特に、実務実習の受入施設の要件の1つである指導薬剤師名(認定実務実習指導薬剤師名)は**必ず入力**して下さい。

・大学は、**実習開始前に受入施設の重要な要件の1つである認定実務実習指導薬剤師の確認**を行って下さい。

(4) 薬局と病院での改訂コアカリに準拠した実習内容(代表的な疾患の体験を含む)の分担(案)について **【各大学独自で入力し、施設側で内容を更新する】**

1) 最初の登録は大学が行い、登録後の情報は施設側でも更新可能である。

・分担案: 薬局と病院の分担について記入/登録する。

・薬局実務実習: 複数の施設での実習の場合、各施設の実習内容等を記入/登録する。

・病院実務実習: 複数の施設での実習の場合、各施設の実習内容等を記入/登録する。

2) 施設側と大学間で協議することが望ましい。必要に応じてグループのデータを参照。

3) 記入/登録の例

① 改訂コアカリの各SBOについて、薬局と病院の実施分担(案)は、薬学実務実習におけるガイドライン・別表「薬学実務実習における実施内容(例示)」に従う。

・実施分担を表等で示してもよい。

・例示と異なる場合は、その旨を記入する。

② グループの計画書(グループ協議会で作成)またはその内容の抜粋をシステムに登録(添付)する。テンプレートからも登録できる。

施設名	代表的な疾患								実習項目			備考
	がん	高血圧症	糖尿病	心疾患	脳血管障害	精神神経	免疫・アレルギー	感染症	OTC	在宅	その他	
AA薬局	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○		9週間
BB薬局 (協力薬局)	×	○	○	○	×	×	○	○	○	×		2週間
〇〇病院	◎	○	○	○	◎	○	○	○				

③事例を文書で記載する。

例：薬局では高血圧、糖尿病薬の調剤、薬学的管理を中心として学習、病院では糖尿病へのチーム医療、がん治療を中心として学習する。精神科疾患についてはグループの〇〇病院にて実習する。等

(5) 大学、実習施設間での連絡事項とその伝達（情報共有）方法【各大学独自で入力する】

- ・時期・伝達（情報共有）項目（手段）

各大学の訪問時期や施設との連絡方法を記入する。

(6) 実習生評価方法【各大学独自で入力する】

各大学独自でシラバスに記載されている内容（概略評価の寄与割合等）を記入する。

(7) 大学、実習生から実習施設への要望【各大学独自で入力する】

例) 「大学で学んできた知識・技能・態度を基に、実践的な臨床対応能力を身に付ける参加体験型実習をお願いします」など、コメントを記載する。

(8) 実習情報 <実習施設が大学に提示する事項>【施設側に見本を示し入力を依頼する】

- ・実習指導体制

例) 総括責任者〇〇〇〇、調剤指導者〇〇〇〇・・・

学生一人ずつに担当薬剤師を一人つける、在宅は〇〇薬局、

- ・実習施設での具体的な実習内容とスケジュール（予定）

例) 具体的なスケジュールは別途、別紙のとおり

- ・代表的な疾患の体験予定

- ・実習施設独自の实習方法

- ・評価方法

- ・実習施設から実習生への要望

- ・実習施設から大学への要望

- ・大学教員／薬剤師間の連絡事項：（この項目は実習生の閲覧不可）

- ・その他

(9) その他【各大学独自で入力する】

薬局実習スケジュール：テンプレートで入力する場合に使用する。

病院実習スケジュール：テンプレートで入力する場合に使用する。

3. 実習日誌

- ・ 毎日の実習の内容を記載する。
- ・ 「関わった疾患」欄には、1週間の振り返りに記載されているように、「処方解析、投与計画などを実施した疾患等」を記載し、単に処方箋による調剤した疾患は除外する。

4. 実習期間中における振り返り

(1) 「一週間の振り返り」および「全体の振り返り」

- ・ 原則、大学教員は毎週確認し、「大学教員のコメント」欄に記入する。
- ・ 確認ボタンをクリックすると「確認済」と変更される。4週目、8週目には、個々へのコメントを記載することが望ましい。実習終了時の「実習全体の振り返り」にコメントを記載する。

(2) 適宜

- ・ 薬局・病院間の連携として、システムにある「一週間の振り返り」、「実習全体の振り返り」を閲覧していただく。大学教員も把握しておく。

5. 到達度評価

- ・ 定期的に（1～2週間ごと）あるいは各項目の実習の区切りがついた段階で、指導薬剤師と実習生がともに、振り返りの時間を設ける。
- ・ その際に、概略評価を行う。その上で、次の段階へステップアップするための「具体的な目標やアドバイス」をいただくと学生にとって目標がより明確になります。また、「概略評価が上がっていかない場合」は、SBOを参照して、何が不十分なのかをアドバイス願います。

VI 実務実習指導・管理システム 指導薬剤師対象の2025年度改修項目について

- ・ 今年度の改修はなし

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（以下、「本実施要領」という。）に則り、新たに認定実務実習指導薬剤師（以下、「認定指導薬剤師」という。）の認定を希望する者の認定（新規認定）と、認定の更新を希望する者の認定（更新認定）を行う。

なお、本実施要領では、新規認定に関する事項を「2. 新規認定」に記し、更新認定に関する事項を「3. 更新認定」に記す。

1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等

認定指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- 1) 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- 2) 薬剤師を志す学生の実務実習に携わる教育者の一員としての自覚と情熱を持って指導することができること。
- 3) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムや実務実習に関するガイドラインについて理解し、薬学生が行なう実務実習の実施方法や学生の評価方法を含む指導方法に関する基本的考え方を修得していること。
- 4) 日頃から積極的な自己研鑽を図り、職能の向上に努めていること。

2. 新規認定

2.1 新規認定の要件

新規認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ1週間当たりの勤務日数が3日以上で勤務時間が20時間以上である場合に限る。ものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

2.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。

2.1.2 年齢に関する要件

新規認定の申請時点において、満65歳未満であること。なお、認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する。

2.1.3 研修に関する要件

「1)受講条件」をすべて満たし、「2)認定実務実習指導薬剤師養成研修」をすべて修了していること。

1) 受講条件

A. 年齢

「新規認定の申請時点において、満65歳未満であること」に留意すること。

B. 実務経験

「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上あること。

C. 勤務状況

受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること。

2) 認定実務実習指導薬剤師養成研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 細則」に定める。

3) 修了証

認定実務実習指導薬剤師養成研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から3年間とする。ただし、満65歳となった時点で修了証は無効となる。

2.1.4 勤務に関する要件

新規認定の申請時点において、直近1年以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。

2.2 新規認定の申請

「2.1 新規認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、新規認定の申請を行なうことができる。

2.2.1 新規認定の申請方法

新規認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

2.2.2 審査料

新規認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

審査料 9,350 円（本体 8,500 円＋消費税 [10%] 850 円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前 3 か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

2.2.3 審査結果の通知

審査結果はメールで通知する。

2.3 新規認定者の登録、公表及び認定証の交付

2.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から 認定を取り消すこととする。

2.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

2.4 新規認定の有効期間

認定の有効期間は、6 年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、満 70 歳に達した場合は、2.1.2 年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとする。

2.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

2.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。

なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

再発行料 2,200 円（本体 2,000 円＋消費税 [10%] 200 円）

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3. 更新認定

3.1 更新認定の要件

更新認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ1週間当たりの勤務日数が3日以上で勤務時間が20時間以上である場合に限るものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

3.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。かつ、常に実習生の受け入れ体制を整えていること。

3.1.2 年齢に関する要件

更新認定の申請時点において、満70歳未満であること。ただし、認定は満70歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

3.1.3 指導実績に関する要件

認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が主たる受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導・評価を行った場合）が1例以上あること。

なお、講義のみを行った場合や協力・連携施設として指導・評価を行った場合、及び指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況や今後の実習生の受入の見込等を申告すること。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下、「認定委員会」という。）において別途審査する。

3.1.4 研修に関する要件

「1)受講条件」をすべて満たし、「2)更新研修」を修了していること。

1)受講条件

A. 年齢

「更新認定の申請時点において、満70歳未満であること。ただし、認定は満70歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

B. 認定経過年数

認定指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過していること。

2)更新研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 細則」に定める。

3)修了証

更新研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から**3年間**とする。ただし、満70歳となった時点で修了証は無効となる。

3.1.5 勤務に関する要件

勤務状況に関し、以下の1)～3)をすべて満たしていること。

- 1) 認定期間中に通算3年以上「薬剤師実務に従事している」こと。
- 2) 更新認定の申請時点において、直近6か月以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。
- 3) 更新認定の申請時点において、「薬剤師実務に従事している」こと。

3.2 更新認定の申請

「3.1 更新認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、更新認定の申請を行うことができる。

3.2.1 更新認定の申請手続き期間

認定期限の3か月前より「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて手続きを行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.2.2 更新認定の申請手続きの猶予

認定期限までに更新認定の申請手続きを行えなかった者には、認定期間終了後2年間は申請を猶予する。ただし、猶予期間中、本認定は無効である。

なお、認定期間内に更新認定の要件のうち、「3.1.3 指導実績に関する要件」と「3.1.5 勤務に関する要件」の1)を満たしていない場合、猶予期間内ではこれらを満たすことができないため、更新認定の申請はできない。

また、満70歳となった時点で更新認定の申請を行うことはできない。

3.2.3 更新認定の申請方法

更新認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行なうこと。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.2.4 審査料

更新認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

審査料 7,150円（本体6,500円＋消費税 [10%] 650円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前3か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3.2.5 通知

審査結果はメールで通知する。

3.3 更新認定者の登録、認定証及び公表

3.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から認定を取り消すこととする。

3.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

3.4 更新認定の有効期間

認定の有効期間は、6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、70歳に達した場合は、2.1.2年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとし、この場合の認定期間の延長は認めない。また、「3.2.2更新認定の申請手続きの猶予」を適用して更新認定の申請を行った場合も、有効期間の起算日は、猶予期間を経ずに更新されたものとみなした場合における、更新前の認定期間終了日の翌日とする。

3.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

再発行料 2,200円（本体2,000円＋消費税 [10%] 200円）

振り込み手数料は申請者の負担とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

4. 認定の取消し

4.1 認定取り消しの対象者

以下の1)から4)のいずれかに該当する者は、認定指導薬剤師の認定を取り消す。

なお、過去に本認定の取り消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する。

- 1) 薬剤師の資格を失った者
- 2) 厚生労働省が公表する「薬剤師に対する行政処分について」の被処分者
- 3) 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
- 4) 上記の他、薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

4.2 認定取り消しの決定

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当する者の認定の取り消しは、認定委員会において審議し決定する。ただし、迅速に取り消しを行なう必要があると本協議会の代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた認定委員会に報告する。

4.3 認定取り消しの公表

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当し認定を取り消された者に対しては、本協議会のホームページに認定番号を掲載する。

5. 改廃

本実施要領の改廃は、認定委員会の承認を要す。

附則

本実施要領は、令和4年（2022年）3月11日に制定し、令和4年（2022年）4月1日より施行する。

附則（令和4年（2022年）6月28日）一部改正

附則（令和7年（2025年）3月14日）一部改正

本実施要領は、令和8年（2026年）4月1日より施行する。

附則（令和7年（2025年）5月29日）

以下の「実施要領改訂に伴う時限的措置」を追記。

本実施要領の施行開始時点（令和9（2027）年4月1日）において、既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師については、満70歳に達しても当該認定の有効期限が満了するまでは、その資格を維持できるものとする。ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない。

本実施要領は、以上の「実施要領改訂に伴う時限措置」を含め、令和9年（2027年）4月1日より施行する。



令和9（2027）年4月1日施行

認定実務実習指導薬剤師認定制度

実施要領の改訂について

2025年11月21日

一般社団法人 薬学教育協議会 認定事務局

1. 改訂の背景と目的

これまでの経緯、改訂の背景、改訂の目的



1-1. これまでの経緯・改訂の背景

令和4年（2022年）4月

日本薬剤師研修センターから薬学教育協議会へ事業移管

↓

約2年間の運用

↓

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領改訂



目次

1. 改訂の背景と目的

→これまでの経緯、改訂の背景、目的

2. 改訂の概要

→変更点（構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など）

3. スケジュール

→改訂までのスケジュール

4. まとめ

5. 質疑応答



2-1. 改訂の全容 ～施行日～

施行日

令和9年(2027年)4月1日

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

▲最重要▲

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用



1-2. 改訂の目的

【寄せられたお声】

- ✓ 新規と更新の記載が混在してわかりにくい
- ✓ 産休・育休などを含み長期休暇を取得すると要件を満たすことが難しい
- ✓ 多様な働き方に対応できていない
など

【改訂の目的】

- ①より分りやすい実施要領へ
- ②現代の働き方に対応した柔軟な制度へ



2-1. 改訂の全容 ～構成変更～

現行

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領のみ

改訂後

- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度 創設経緯の概略
- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度
- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

【別紙】認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領細則

【参考資料】認定実務実習指導薬剤師認定委員会規則

新規認定と更新認定の
記載を明確区分け

2. 改訂の概要

変更点(構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など)



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設 <<制度全体の活性化と公平なチャンスの提供>>

	現行	改訂後
年齢制限	なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時

追加

変更③修了証有効期限の短縮 <<セット受講の推進>>

	現行	改訂後
有効期間	6年間	3年間

変更

2-2. 新規認定の要件



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更①受講条件の緩和

【現行】

・受講時点において薬剤師実務経験が5年以上あること

※6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上で受講可

・受講する時点において継続して3年以上であること

・現に病院又は薬局に勤務していること

【改訂後】

・受講時点において「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上あること。

・現に病院又は薬局に勤務していること

✓「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上

✓継続3年の要件を削除！

✓途中の休暇・離職があってもOK！



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更①受講条件の緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後
実務経験	薬剤師実務経験が5年以上あること	「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上であること
	6年制卒は3年以上で受講可	(削除)
受講する時点での勤務状況	継続して3年以上であること	(削除)
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること

変更

削除

削除

変更



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者とともに、
実習生の指導に携わっていただけます！！



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ■ 2027年7月開催の養成研修に参加し、申請する場合

2019年5月薬剤師免許取得

2019年5月～2023年4月(4年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年5月～2025年4月(2年)産休・育休

2025年5月～2026年4月(1年)薬局勤務

※時短勤務(週3日18時間)

2026年5月～2027年6月(1年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2027年7月 受講希望

受講時点での実務経験

通算5年(4年+1年)※継続3年未満

【現行】

× 受講時点で継続3年の要件を満たさない
(継続3年は2029年6月以降見込み)

【改訂後】

○ **通算5年**で受講可能！



2-2. 新規認定の要件

■ケーススタディ■ ≪改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)≫

①64歳で申請する場合

→○65歳未満でOK

ただし、70歳到達時点において、
6年間の有効期間内でも失効

②65歳で申請する場合

申請×

→満65歳未満でないためNG



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

【養成研修受講時】

新規認定申請時点において**満65歳未満**であることに留意すること

【新規認定申請時】

満65歳未満であること

【認定後】

認定は**満70歳に達した時点**で、有効期間が残存している場合であっても、
理由の如何にかかわらず**失効**する



2-2. 新規認定の要件 ～変更なし～

変更なし

▼基本的素養など

▼受講条件

・現に病院又は薬局に勤務している者

▼認定申請時の勤務要件

・認定申請時点において、直近1年以上継続的に「薬剤師実務に従事していること」

表現の変更・追記

▼認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更③修了証有効期限の短縮

【現行】

6年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

【改訂後】

3年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

【なぜ短縮するのか？】

- ✓事業移管後、本協議会で養成研修会も主催可能になった
- ✓各地区で講習会とワークショップのセット受講が浸透してきた
- ✓講習会とワークショップを短期間で受講できる体制が整備
- ✓ワークショップの受講待ちが大幅に減少



2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

受講条件	現行	改訂後	
実務経験、勤務状況	薬剤師実務経験 5年以上	薬剤師実務従事期間 通算5年以上	変更
	6年制卒は3年以上で受講可	削除	削除
	継続して3年以上	削除	削除
	現に病院又は薬局に勤務	表現の変更	変更
年齢制限	なし	申請時点において 満65歳未満 であることに留意すること	追加



2-2. 新規認定の要件

■ケーススタディ ■ 年齢×受講証有効期限

63歳で養成研修(講習会・ワークショップ)修了

- ・63歳:養成研修修了(修了証有効期限3年)
- ・65歳:修了証無効



2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

変更①勤務要件緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後
指導実績	認定期間中に1例以上(指導実績がない場合は、別途審査)	
勤務状況	現に薬剤師実務に従事	
	認定期間中に3年以上薬剤師実務に従事	
	認定申請の際、直近1年以上継続的に薬剤師実務に従事	認定申請の際、直近6か月以上継続的に薬剤師実務に従事
更新講習会	認定を受けた日から5年以上経過受講	

改訂の理由 各種休暇の取得など、昨今の働き方に対応するため



2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

認定要件	現行	改訂後
勤務要件	直近1年以上継続的に薬剤師実務に従事	
年齢制限	なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時
認定期間	6年間	【追記】ただし70歳到達で失効 認定期間の延長はない
修了証	現行	改訂後
有効期間	6年間	3年間

追加

追加

変更

2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ ■ 認定期限1年前まで休暇取得(離職)した場合

▼2027年7月認定期限(2021年7月取得)

2021年7月～2023年6月薬局勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年7月～2025年6月介護休暇

2025年7月～2026年7月薬局勤務

2026年8月～2026年12月有給消化・離職

2027年1月～2027年6月病院勤務

2027年7月更新認定申請予定

- ✓要件1: 認定期間中に通算3年7か月○
- ✓要件2: 直近6か月以上継続○
- ✓要件3: 申請時に勤務中○

【現行】

×直近1年継続していない

【改訂後】

○直近6か月継続でOK!

2-3. 更新認定の要件





2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

■ケーススタディ■ <<改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)>>

①68歳で更新申請

- ・67歳:更新研修受講
- ・68歳:更新申請
(70歳未満でOK)
- ・68歳:更新認定(有効期限:6年間)
- ・70歳:6年間の認定期間内で あっても失効

②69歳で更新研修受講、70歳で更新申請

- ・69歳:更新研修受講
修了証取得(有効期限3年)
→○70歳未満でOK
- ・70歳:更新申請
→× 満70歳未満でないためNG 修了証も無効に



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

	現行	改訂後
研修受講時	なし	更新認定申請時点において満70歳未満であることに留意すること
認定申請時		満70歳未満であること
認定後		認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更③年齢制限の新設に伴う時限的措置

【対象者】

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]で既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師

【措置の内容】

満70歳に達しても、当該認定の認定期間が満了するまでは資格を維持できる
ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない

▲注意▲

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]において更新認定申請猶予期間中の場合は対象外
∴認定期限後は、認定が失効しているため



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者とともに、
実習生の指導に携わっていただけます！！

認定が失効した後でも、認定者とともに実習生に指導することは可能！！
実習生への指導ができなくなるわけではないので、今までの経験をぜひ活かしてください



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ2 ■時限的措置が適用されない場合

③2026年5月認定期限時69歳

2026年5月認定期限(69歳)

～事情により更新未申請～

2027年4月改訂施行(70歳)

→猶予期間中のため、時限的措置適用なし

④2027年5月認定期限時70歳

施行時点で認定有効なので、時限的措置が適用されたあとに

2027年5月更新認定取得希望(70歳)

→×満70歳未満でないため申請不可



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

時限的措置の適用基準

施行時点での認定期限	～2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

表現の変更・追記

▼認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ1 ■時限的措置が適用される場合

①2025年8月更新認定時67歳

2025年8月 更新認定(67歳)

2027年4月 改訂施行(68歳)

2029年9月 認定期間中に70歳到達

→時限的措置適用

2031年7月 認定期間満了(更新不可)

②2026年9月更新認定時70歳

2026年9月 更新認定(70歳)

2027年4月 改訂施行(71歳)

→すでに70歳を超えているが、時限的措置適用
※施行時点において、認定を受けているため

2032年8月 認定期間満了(更新不可)



2-4. 新規・更新共通の変更点

2. 認定取消しの明確化

1. 薬剤師の資格を失った者
2. 厚生労働省が公表する「**薬剤師に対する行政処分について**」の被処分者
3. 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
4. 薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

3. 過去に取消しを受けた者の再申請

過去に本認定の取消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する



2-3. 更新認定の要件 ~変更点~

変更なし

▼ 猶予期間

→ 認定期限までに更新申請できなかった場合、認定期間終了後2年間は申請を猶予
ただし、猶予期間中は認定無効

【注意】以下の場合は猶予期間内でも更新不可

- ✓ 指導実績要件を満たしていない
- ✓ 認定期間中の通算勤務3年を満たしていない
- ✓ 満70歳に達している



2-4. 新規・更新共通の変更点

4. 取消しの公表方法

【現行】
取消した旨及び取消対象者の氏名を公表

【改訂後】
認定番号を公表



2-4. 新規・更新共通の変更点

1. 費用の改訂 (消費税: 10%)

【新規認定】審査料	【更新認定】審査料	【認定証再発行】費用
5,500円(税込) 本体5,000円+消費税500円		1,870円(税込) 本体1,700円+消費税170円
↓	↓	↓
9,350円(税込) 本体8,500円+消費税850円	7,150円(税込) 本体6,500円+消費税650円	2,200円(税込) 本体2,000円+消費税200円

※費用に関する注意事項、条件は変更なし



3. スケジュール

時限的措置の適用

施行時点での認定期限	～2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可

3. スケジュール

改訂までのスケジュール



3. スケジュール ～施行までの流れ(予定)～

2026年3月以降

- ・実施要領改訂の告知(薬学教育協議会HP、認定者へのメール配信)
- ・改訂説明会動画公開

2027年3月

実施要領改訂に伴うシステム改修および認定申請受付一時停止

2027年4月1日

改訂版認定実務実習指導薬剤師制度実施要領施行

▲注意▲

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用



3. スケジュール

施行日

令和9年(2027年)4月1日

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

▲最重要▲

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用



4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後	
受講条件	薬剤師実務経験が5年以上あること	「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上であること	変更
	6年制卒は実務経験3年以上で受講可	(削除)	削除
	継続して3年以上であること	(削除)	削除
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更:受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること	変更



3. スケジュール

■ケーススタディ■ 受講後、申請の前までに改訂が行われる場合

時期	2024年5月	2026年9月	2027年5月
アクション	養成講習会受講	ワークショップ受講	新規認定申請
適用	改訂前実施要領		改訂版実施要領

▲注意▲ 受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用されます



4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後	
年齢制限	なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時	追加
有効期間	6年間	3年間	変更
審査料	5,500円(税込)	9,350円(税込)	変更



4. まとめ

4-2. まとめ ～更新認定の変更点～

ご清聴ありがとうございました

	現行	改訂後	
勤務状況	認定申請の際、 直近1年以上 継続的に薬剤師実務に従事	認定申請の際、 直近6か月以上 継続的に薬剤師実務に従事	変更
年齢	なし	更新認定申請時点において満70歳未満 であることに留意すること 満70歳未満 であること 認定は 満70歳に達した時点 で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず 失効 する 時限的措置	追加
審査料	5,500円(税込)	7,150円(税込)	変更

4-3. まとめ ～新規・更新共通～

その他の変更

- ✓ 実施要領の構成を全面的に見直し
- ✓ 新規と更新を明確に区分
- ✓ 用語を「修了証」に統一
- ✓ 認定取消し規定の明確化
- ✓ 認定証再発行費用: 1,870円→2,200円

2026 年度 近畿地区府県薬剤師会・病院薬剤師会連絡会資料

資料 1：実務実習におけるハラスメントへの対応（令和 6 年度改訂版）

令和 6 年 6 月 公益社団法人 日本薬剤師会

URL <https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/2024112601.pdf>



資料 2：.実務実習トラブル対策レポートシステム

URL <https://forms.gle/UEAx8Lzkkji7JbWC6>



資料 3：臨床における実務実習に関するガイドライン

（令和 4 年度改訂コアカリ対応）

URL https://www.mext.go.jp/content/20231213-mxt_igaku-100000058_1.pdf



薬学教育モデル・コアカリキュラム（令和4年度改訂版）に基づく実務実習開始に向けて

- 臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）対応～について
- ガイドラインに示された「追加の実習」（薬学実践実習）の概要等について
- 薬学実践実習に関するアンケート調査について

臨床における実務実習に関するガイドライン

～薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）対応～

令和5年12月

薬学教育協議会

（令和5年度 文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究）

文部科学省のWebサイトから入手できます。 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm
 ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム－令和4年度改訂版－
 ・臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）対応～

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学における医療人の養成(医学・歯学・薬学・看護学等) > 薬学教育

薬学教育

1. 基礎資料・データ

- 薬学教育制度の概要
- 薬科大学(薬学部)学科別一覧(2023年度) (PDF:85.6KB)
- 薬学系大学院専攻別入学生数一覧(2023年度) (PDF:92.1KB)
- 薬学部における修学状況等
- 薬学部の6年制課程における退学状況等
- 薬学部の6年制課程における大学(学部)別の修学状況等(2023年度) (PDF:599KB)
- 「質の高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ」に基づく各大学の情報の公表状況
- 6年制薬学教育の評価(第三者評価) (※一般社団法人薬学教育評価機構へリンク)

2. 薬学教育モデル・コア・カリキュラム

<令和4年度改訂版>

- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム－令和4年度改訂版－ (PDF:2.32MB)
- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム－令和4年度改訂版－ (Word:1.49MB)
- 臨床における実務実習に関するガイドライン (PDF:3.58MB)
- 臨床における実務実習に関するガイドライン 本文・参考資料 (Word:1.19MB)
- 臨床における実務実習に関するガイドライン_別添資料(標準的な実習内容(例示)及び概略評価(ルーブリック)) (Excel:577KB)

English Page

ホーム | お知らせ | 会議日程 | アクセス | お問い合わせ

一般社団法人 薬学教育協議会

薬学教育協議会について | 薬学教育に関する情報 | 薬学生の実務実習 | 国際交流 | 薬学生のみなさんへ

「次世代の薬学を担う人材育成を目指して」

チーム医療や地域の保健・医療・福祉の現場で責任を果たすことができる薬剤師、新薬の開発を目指す創薬研究者など、くすりの専門職として社会に貢献する人材の育成に向けて、薬学教育協議会は、全国の薬科大学・薬学部、関係機関の協力のもとで活動しています。

薬学教育協議会

カリキュラム | 実務実習 | 調査・研究・評価 | 大学 | 病院・薬局 | ワークショップ | 企業 | 行政 | 国際交流 | 関連団体

薬学教育協議会からのお知らせ

トピックス

2024年03月04日

『臨床における実務実習に関するガイドライン』説明動画

臨床における実務実習に関するガイドラインの説明動画を公開しました。

タグ: ガイドライン | 調査・研究

2026年01月06日

2025年度 第7回薬学実務実習ガイドライン改訂WG会議議事録

2025年12月2日に開催されました会議の議事録を公開しました。

タグ: ガイドライン | 議事録

2025年12月22日

「認定実務実習指導薬剤師申請システム」一時休止のお知らせ

メンテナンス実施のため、2026年1月8日(木)9:00～13:00(予定)一時休止いたします。

タグ: お知らせ

病院・薬局実務実習調整機構

認定実務実習指導薬剤師養成研修

認定実務実習指導薬剤師新規・更新申請

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）
臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）
に対応するスケジュール

2026年度(令和8年) 現行コアカリの実務実習
改訂コアカリ：3年次生
2027年度以降の協議・準備

2027年度(令和9年) 現行コアカリの実務実習
改訂コアカリ：4年次生
改訂コアカリの事前実習
改訂コアカリに対応した薬学共用試験

2028年度(令和10年) 改訂コアカリ：5年次生
改訂コアカリの実務実習
(薬局11週間、病院11週間)
薬学実践実習（選択）

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）
臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）
に対応するスケジュール

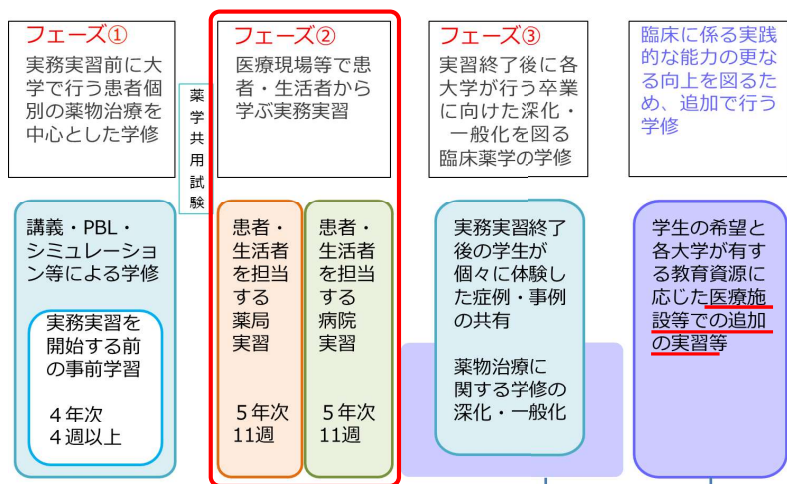
2026年度(令和8年) 現行コアカリの実務実習
改訂コアカリ：3年次生

現行の実務実習の充実と質向上が
改訂コアカリの実務実習の内容につながっていきます
引き続き、実務実習へのご協力をお願いいたします

2028年度(令和10年) 改訂コアカリ：5年次生
改訂コアカリの実務実習
(薬局11週間、病院11週間)
薬学実践実習（選択）

第1章 実務実習のあり方・目標

- 「F 臨床薬学」の「患者個別の薬物治療」を中心とした学修を「実務実習」でも効果的に進めるための学部教育「**3つのフェーズ**」



第3章 実務実習の進め方と評価

【実務実習の進め方と評価】

- 標準的な学修（実習）の進め方の指針
感染症の拡大時等の指針を薬学教育協議会が示すことも記載

- 別添資料として「標準的な実習内容（例示）及び概略評価（評価ルーブリック）」を提示
大学、薬局、病院で行う実習内容を例示
「F 臨床薬学」全体にわたる評価ルーブリックの提示

標準的な実習内容・評価の提示

F-3-2 医薬品情報の管理と活用				
学修目標	学修事項	標準的な実習内容(例示)		
		大学(参考)	薬局	病院
1)医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	(1)医療機関や地域の特性等を考慮した医薬品の情報源・情報媒体の選択と利用【1】 (2)医療環境に応じた医薬品情報の伝達と周知、その方法【1】 (3)医薬品の安全性情報の収集と報告及び緊急情報(安全性情報、回収・製造中止情報等)への対応【2】 (4)医療現場における根拠に基づく医療(EBM)の実践、ビッグデータの活用【3】、【4】 (5)有効かつ安全で経済的な医薬品の使用方針と、医薬品の適正な採用、採用中止等の流れ【3】 (6)医薬品適正使用の推進と安全対策の立案【4】 (7)医療機関等における標準的な薬剤選択の方針(フォーミュラリ)【5】	・医薬品評価(後発医薬品や新薬の評価、フォーミュラリ等) ・安全性情報報告シミュレーション ・疑義照会シミュレーション	・薬局内及び医療機関との安全性情報の共有と管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関するEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験	・病院及び医療従事者を対象とした安全性情報の管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関するEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験
2)医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。				
3)報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。				
4)適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。				
5)医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。				

**「F 臨床薬学」の学修目標全体に対して
標準的な実習内容や概略評価の例示を提示**

評価ルーブリック					
評価の指針：4.医療現場で、医薬品管理(a)、医薬品情報の管理(b)、医療安全(c)、感染制御(d)に携わり、個々の課題解決に取り組む。					
観点	アウトカム	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
(b)組織としての医薬品情報管理の実践	所属する実習施設の医療環境における医薬品情報に対するニーズに基づき、評価情報を提供し、不足情報に対して創造的に対応する。	適正使用を推進するために不足している情報やテーマを明確化し、新たな知見を見いだす取り組みを行う。	適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用を推進するための安全対策を立案する。医薬品の採用に当たって評価すべき情報をあげ、必要な情報を収集して、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。	所属する実習施設の医療環境における医療従事者、患者等のニーズを把握し、根拠に基づいた適切な評価を行い、目的に応じて加工し、適切な医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	所属する実習施設の医療環境に応じて医薬品適正使用及び安全性情報を積極的に収集、管理する。

※臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)対応～より抜粋

上段：学修目標と学修事項及び標準的な実習内容(例示)
下段：学修目標の学修成果を評価する観点とアウトカム、評価ルーブリックの4段階

標準的な実習内容・評価の提示

F-3-2 医薬品情報の管理と活用				
学修目標	学修事項	標準的な実習内容(例示)		
		大学(参考)	薬局	病院
1)医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	(1)医療機関や地域の特性等を考慮した医薬品の情報源・情報媒体の選択と利用【1】 (2)医療環境に応じた医薬品情報の伝達と周知、その方法【1】 (3)医薬品の安全性情報の収集と報告及び緊急情報(安全性情報、回収・製造中止情報等)への対応【2】 (4)医療現場における根拠に基づく医療(EBM)の実践、ビッグデータの活用【3】、【4】 (5)有効かつ安全で経済的な医薬品の使用方針と、医薬品の適正な採用、採用中止等の流れ【3】 (6)医薬品適正使用の推進と安全対策の立案【4】 (7)医療機関等における標準的な薬剤選択の方針(フォーミュラリ)【5】	・医薬品評価(後発医薬品や新薬の評価、フォーミュラリ等) ・安全性情報報告シミュレーション ・疑義照会シミュレーション	・薬局内及び医療機関との安全性情報の共有と管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関するEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験	・病院及び医療従事者を対象とした安全性情報の管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関するEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験
2)医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。				
3)報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。				
4)適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。				
5)医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。				

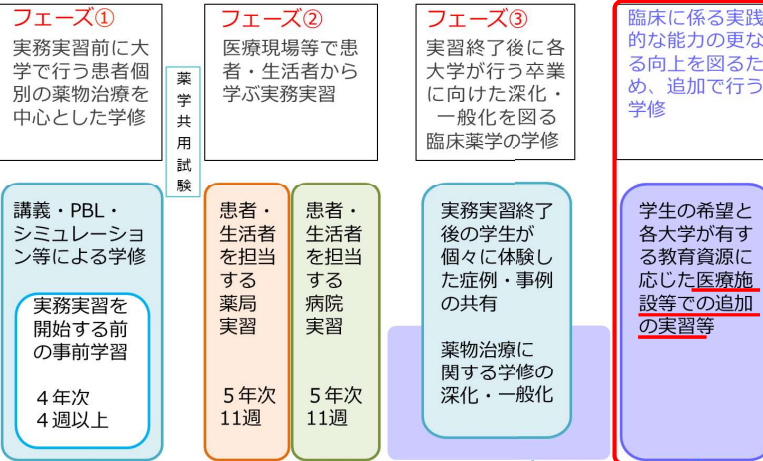
**「F 臨床薬学」の学修目標全体に対して
標準的な実習内容や概略評価の例示を提示**

評価ルーブリック					
評価の指針：4.医療現場で、医薬品管理(a)、医薬品情報の管理(b)、医療安全(c)、感染制御(d)に携わり、個々の課題解決に取り組む。					
観点	アウトカム	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
(b)組織としての医薬品情報管理の実践	所属する実習施設の医療環境における医薬品情報に対するニーズに基づき、評価情報を提供し、不足情報に対して創造的に対応する。	適正使用を推進するために不足している情報やテーマを明確化し、新たな知見を見いだす取り組みを行う。	適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用を推進するための安全対策を立案する。医薬品の採用に当たって評価すべき情報をあげ、必要な情報を収集して、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。	所属する実習施設の医療環境における医療従事者、患者等のニーズを把握し、根拠に基づいた適切な評価を行い、目的に応じて加工し、適切な医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	所属する実習施設の医療環境に応じて医薬品適正使用及び安全性情報を積極的に収集、管理する。

※臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)対応～より抜粋

概略評価(評価ルーブリック)をご確認いただき、
学生がより高い段階への到達を目指して学修できるよう
実習内容・環境の見直し・整備をお願いいたします。

ガイドラインに示された「追加の実習」(薬学実践実習)の概要について



概要-1

名称：「**薬学実践実習**」

当面、**選択制**の実習

将来的には必修化を目指す

6年制薬学生の進路の多様性 →

医療提供施設での実習と

医療提供施設以外での実習を想定

令和7年2月

臨床における実務実習に関するガイドライン(令和5年12月)に記載された「追加の実習」に関する対応方針*を発出

(*<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2025/02/c1ecdc329f706d75ca4a411ae2d1d2fe.pdf>)

薬学実践実習の目的

医療提供施設での実習では、

患者・生活者に対して**薬物治療の個別最適化**の経験をさらに深める

多職種連携、医療マネジメント・安全、地域医療への貢献等の観点から薬剤師として求められる基本的な資質・能力を修得することを目指す

概要- 2

原則として

必修の薬学実務実習（22週間）が修了した後に行う

医療提供施設以外での場合は、教育効果を高めるために原則に基づかない実習を行うことは差し支えない。ただし、11週間の実務実習を中断して行わないこと。

期間：1ユニット = 1週間 以上

8週間程度を目標とする

ユニットごとに履修可能で、連続していなくても差し支えない。

就職（採用）活動とは目的、内容が明確に異なる

実習費：現在協議中

概要- 3

医療提供施設での実践実習

- 「臨床における実務実習に関する**ガイドライン**」に**準拠**
- 「病院・薬局実務実習に対する基本的な考え方（**施設要件等**）について」を満たしている施設
(<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2025/02/b482e6555e3c493248e9bd7af1b7c1a3.pdf>)
- 原則として、**認定実務実習指導薬剤師**の指導下
連携施設、協力施設

医療提供施設での実践実習 **あくまでも参考例として**

実務実習で修得した内容を踏まえ、患者の状態を総合的に評価して薬物療法を最適化できる臨床実践力を深化させる実習

継続的に患者を担当し、経過を追う中で薬物治療の個別最適化を実践する能力を高める実習

病院、薬局の連携を基盤として、地域連携及び多職種連携への理解を深め、それぞれの地域における医療に主体的に貢献する能力を養う実習

地域住民の健康増進や公衆衛生活動等に参画し、予防・健康支援に貢献する力を向上させる実習

臨床や地域実践で得た課題をもとに、新たなエビデンスを創出する研究能力を培う実習

医療提供施設での実践実習 あくまでも参考例として

実務実習で修得した内容を踏まえ、患者の状態を総合的に評価して薬物療法を最適化できる臨床実践力を深化させる実習

継続的に患者を担当し、経過を追う中で薬物治療の個別最適化を実践する能力を高める実習

病院、薬局の連携を基盤として、地域連携及び多職種連携への理解を深め、それぞれの地域における医療に主体的に貢献する能力を養う実習

**どのような実習が実践実習といえるのか
各大学と各施設がよく相談・協議して
実習内容を検討・構築していく**

薬学実践実習に関するアンケート調査について

各地区調整機構を通じて、
医療提供施設にアンケート調査を予定

アンケートの目的

- ・ 実践実習の受入れ可能性と条件の実状把握
- ・ 各施設の特徴を活かした実習内容を整理
- ・ 地区調整機構でのマッチングと体制の構築に活用
(調査結果は地区へフィードバック)

アンケート調査実施に先立ち、
薬学実践実習に関する説明会を予定しています。

薬学実践実習に関する説明会（医療提供施設向け）

開催日時：令和8年1月30日（金） 14:00～16:00

開催方法：Zoomによるオンライン開催

対 象：各都道府県薬剤師会/病院薬剤師会 実習ご担当者
(各組織4名まで)

主 催：薬学教育協議会

今後の予定：医療提供施設での実践実習

国内の医療提供施設での実践実習については、
薬学教育協議会**地区調整機構**による調整作業が計画
されており、**各地区調整機構**で十分な協議が必要。

近畿地区での取り組み

- ・ 今後、調整機構委員会の場などで、アンケートの実施時期、回答の取扱いを含めて協議を行います。
- ・ 各施設とは、実施可否、実習内容、実習期間等について協議させていただく予定です。
ご協力のほどなにとぞよろしくお願いいたします。

【お知らせ】

当薬局では、薬剤師養成教育の一環として薬学生の実務実習を行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

薬剤師の指導・監督のもと、実習生が業務の一部を行います。
ご意見等ございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

薬局

全国の薬学生・ 指導薬剤師に

長年、 支持され 続ける 実習書

詳細はこちら



薬学生のための 病院・薬局 実務実習 テキスト

2026
年版

【監修】
一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

【編集】
日本病院薬剤師会近畿ブロック/
日本薬剤師会大阪・近畿ブロック

じほう

薬学生のための 病院・薬局実務実習テキスト 2026年版

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構／監
日本病院薬剤師会近畿ブロック／
日本薬剤師会大阪・近畿ブロック／編

定価 4,730 円 (本体 4,300 円+税 10%)
A4 判／352 頁／2026 年 1 月刊
ISBN : 978-4-8407-5693-8

初版から27年にわたり、近畿地区を中心に全国の薬学生および病院・薬局の実習担当薬剤師に利用されている実習テキストです。2019年版より薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版に対応しました。第1章、2章、4章、5章では、到達目標(SBOs)、使用教材、学習事例のほか、実務実習中における重要な項目についてまとめています。第3章(薬物療法の実践)では、薬物治療への関わりを一連の流れとして捉えるために、薬局・病院別に代表的な8疾患の症例に沿って、患者情報の把握から処方設計と提案、薬物治療における効果と副作用の評価までの重要なポイントを解説しています。また、症例ごとに設定された課題は知識の整理・定着に役立ちます(解答例はダウンロード形式)。今版では、図表、医薬品、症例のアップデートを中心に、最新の情報となるよう見直しを行いました。薬学生・指導者の両者が活用しやすい現場に即した実習書として、さらに充実した内容となっています。

目次

第1章 薬学臨床の基礎

- 1 臨床における心構え
- 2 臨床実習の基礎

第2章 処方箋に基づく調剤

- 1 法令・規則等の理解と遵守
- 2 処方箋と疑義照会
- 3 処方箋に基づく医薬品の調製
- 4 患者・来局者応対、服薬指導、患者教育
- 5 医薬品の供給と管理
- 6 安全管理

第3章 薬物療法の実践

- 1 がん
- 2 高血圧症
- 3 糖尿病
- 4 心疾患
- 5 脳血管障害
- 6 精神神経疾患
- 7 免疫・アレルギー疾患
- 8 感染症

第4章 チーム医療への参画

- 1 医療機関におけるチーム医療
- 2 地域におけるチーム医療

第5章 地域の保健・医療・福祉への参画

- 1 在宅(訪問)医療・介護への参画
- 2 地域保健(公衆衛生、学校薬剤師、啓発活動)への参画
- 3 プライマリケア、セルフメディケーションの実践
- 4 災害時医療と薬剤師

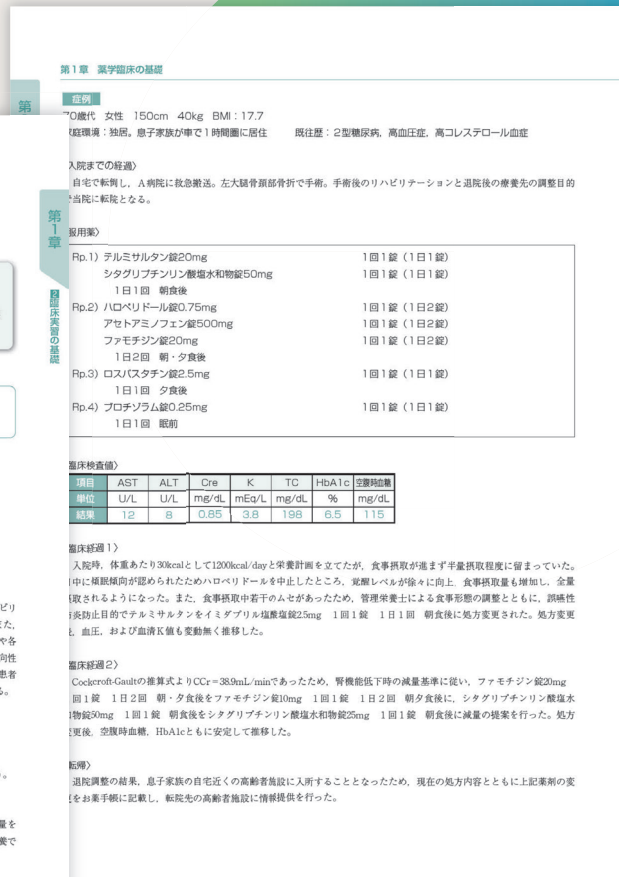
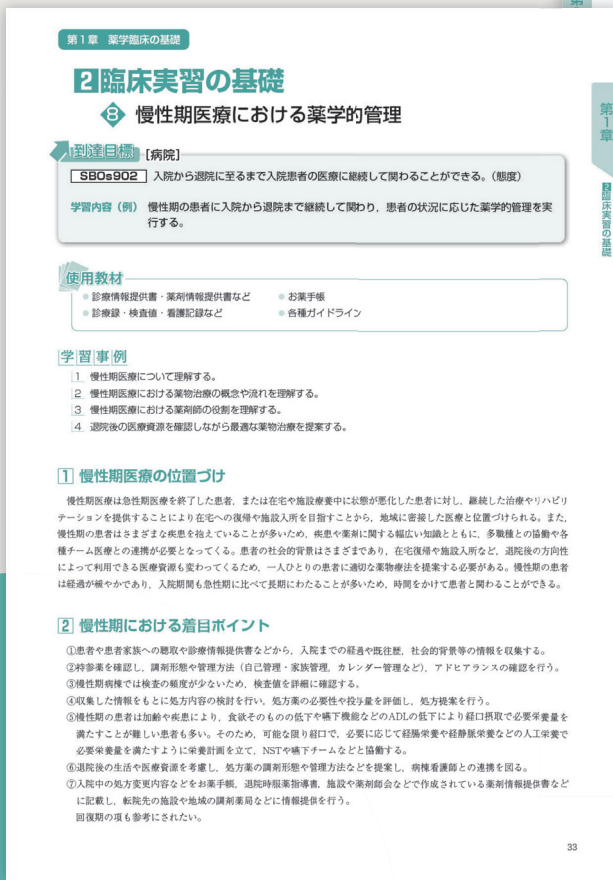
その他・付録

SBOs 対応表
カルテによく用いられる略語と用語名
医師・ナースが臨床現場で用いる会話用語
主な検査値と基準値(正常値)一覧など

薬学生のための 病院・薬局実務実習テキスト 2026年版

内容見本

現場に即した内容で、
学生・指導者の双方が活用できる



お申込書(切り離さずそのままお申込ください)

お申込は、大阪府薬剤師会 府薬会営中央薬局 FAX : 06-6947-5492 へ

お申込は、下記にご記入の上、大阪府薬剤師会 府薬会営中央薬局まで FAX にてお申し込みください。

(お申込日: 年 月 日)

書籍名	発行	ISBN	発行日	定価	会員価格	ご注文数
薬学生のための 病院・薬局実務実習テキスト 2026 年版	じほう	56938	2026 年 1 月	4,730 円 4,300 円	4,290 円 3,900 円	

(※書籍の金額につきましては、上段が税込価格、下段が本体価格となります。)

送付先住所	(〒 -)
施設名	
お名前	
お電話番号	FAX
受取方法 (○をお付けください)	1. 直接引取希望 2. 送付希望(送料実費) 会員番号
通信欄	

【お問合せ先】 大阪府薬剤師会 府薬会営中央薬局 TEL : 06-6947-5491

【大阪府薬剤師会 202601】